

# 越生町子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)



越生町のマスコット「うめりん」

平成27年3月

越 生 町



## はじめに

近年、急速な少子化、核家族化の進展、就労形態の多様化、また地域のつながりの希薄化により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わってきています。こうした社会や経済の環境の変化によって、子育てに対する不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。こうした中、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目的に、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

このような中、越生町では、次世代育成支援行動計画に基づき、総合的な施策として、保育サービスの充実、母子保健体制の強化、質の高い教育の推進、経済的支援の拡充などを実施してまいりました。具体的には、こどもの医療費支給対象者を18歳までに拡大し、窓口払いの無料化を実施するとともに第3子保育料の無料化、ファミリーサポート事業を実施、子どものインフルエンザを始めとする任意の予防接種費用の助成など、子育て支援の充実に努めてきたところでございます。

この度、これらの取り組みを継承し、町における子ども・子育て支援施策の総合的な計画として、「越生町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後は、これに基づいて子ども達の個性を生かし、教育と環境の整備を進め、「子育てと教育のまち」としての充実に図ります。そして、すべての子どもが健やかに育っていくことができるように、子ども達が「越生町で育ってよかった」、保護者の方も「この町で子育てをしてよかった」と実感し、地域全体で子育て家庭を支えあえる魅力ある町を目指してまいります。

また、この計画を推進していくため、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、子育て支援課を創設いたします。新たな給付制度などに適切に対応するため、各種手続きや相談の窓口などをよりわかりやすく、より親しみやすいものとし、更なる子育ての充実に努めてまいります。

結びにあたり、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました町民の皆さまをはじめ、計画策定にご尽力いただきました越生町子ども・子育て会議の皆さまや関係者の皆さまに、心から厚くお礼申し上げますとともに、今後とも越生町の子ども・子育て支援施策の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

越生町長 新井 雄啓



# — 目 次 —

<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	教育・保育提供区域の設定	4
5	策定体制	4
<b>第2章</b>	<b>越生町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題</b>	<b>5</b>
第1節	人口及び世帯の状況	6
1	総人口と世帯の状況	6
2	婚姻の状況	7
3	出生の状況	9
4	将来推計	10
第2節	子育てをめぐる施策の現状	11
1	教育・保育の利用状況	11
2	子育て施策の現状	13
第3節	ニーズ調査の主な結果	16
1	調査の概要	16
2	就学前調査の結果	17
3	小学生調査の結果	21
第4節	「越生町次世代育成支援行動計画後期計画」の評価と重点課題	24
1	「越生町次世代育成支援行動計画後期計画」の評価	24
2	計画の重点課題	31
<b>第3章</b>	<b>基本的な視点及び理念等</b>	<b>33</b>
1	基本的な視点	34
2	基本理念	35
3	基本方針	36
<b>第4章</b>	<b>具体的な計画の内容</b>	<b>37</b>
第1節	子ども・子育て支援事業の推進	38
1	教育・保育の見込量及び確保方策	38
2	地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策	40
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	47
4	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	47
5	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	48
6	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	48

第2節 総合的な子育て支援施策の展開.....	49
1 地域における子育て支援の充実.....	49
2 家庭における子育て支援の充実.....	50
3 親と子の健康と福祉の充実.....	52
4 仕事と子育ての両立支援.....	56
5 子どもの個性を生かす教育の充実.....	58
6 子育て・子育てを支援する生活環境の整備.....	60
<b>第5章 計画の推進に向けて.....</b>	<b>63</b>
1 推進体制.....	64
2 点検・評価.....	64
<b>資料編.....</b>	<b>65</b>
1 策定体制.....	66
越生町子ども・子育て会議設置要綱.....	66
越生町子ども・子育て会議委員名簿.....	68
越生町子ども・子育て庁内推進会議設置要綱.....	69
2 策定経過.....	71
(1) 子ども・子育て会議の開催経過.....	71
(2) 越生町子ども・子育て会議実務者連絡会.....	72
(3) 越生町子ども・子育て庁内推進会議.....	72
(4) 越生町子ども・子育て庁内推進会議部会.....	73
(5) その他.....	73

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景

一人の女性が生涯に出産する子どもの数の目安となる合計特殊出生率は、昭和40年代中頃を境に年々低下し、平成17年には1.26と過去最低の値となりました。その後、平成23年も1.39と、依然として低い水準にとどまっています。

国の平成24年1月の人口推計（中位）によれば、2060年に生まれる子どもの数は現在の約5割（48.2万人）となり、高齢化率は現在の約2倍（39.9%）、生産年齢人口（15～64歳）も現在の約2分の1近くに急激に減少するとされています。

他方、「出生動向基本調査」によると、独身男女の約9割は結婚の意思を有していて、希望の子ども数も男女とも2人以上となっています。国民の希望と国が推計する少子化の状況は大きくかい離しています。

このかい離を生み出している要因としては、雇用の安定性や継続性、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、育児不安などが指摘されています。

これらの問題を解消していくには、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが必要です。そのため、地域住民や商店・企業、NPO等が協働し、総合的な対策を推進していくことが求められています。

こうした中、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

本町においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『越生町次世代育成支援対策行動計画』、平成22年3月に同計画の後期計画を策定し、平成22年度から平成26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

本町はかつて、子どもたちは地域の大人と顔見知りの関係にあり、地域全体で子どもを育む風土が強く根付いていました。しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中で、その風潮は希薄化しつつあることが指摘されています。

そのため、住民と行政、幼稚園、保育所、学校、地域団体、商工団体等が連携し、地域全体で子ども・子育て家庭を支援する、新たな支えあいの仕組みを構築していく取組が求められています。



## 2 計画の位置づけ

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

### (2) 次世代育成支援行動計画と一体的な計画

この計画は、町がこれまで取組を進めてきた『次世代育成支援行動計画』を継承し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等の総合的な展開を図る次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と一体的な計画です。

### (3) 母子保健計画を包含する計画

この計画は、「母子保健計画」を包含した計画となっています。

### (4) 総合振興計画及び町の関連計画と整合性を図った計画

この計画は、「越生町長期総合計画」を上位計画とし、「越生町障がい者計画・越生町障がい福祉計画」及び「越生町男女共同参画プラン」などの関連計画との整合性を図りながら、本町の子育てに関する施策を体系化しました。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
<b>越生町次世代育成支援行動計画後期計画（H22～26年度）</b>									
				計画策定	<b>今回の計画期間</b>				
					<b>越生町子ども・子育て支援事業計画（H27～31年度）</b>				

## 4 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育サービスの見込量及び確保策を定めることとされています。

本町では、町全体を一つの教育・保育提供区域とします。

## 5 策定体制

本計画の策定にあたっては、町内関係団体、学識経験者からなる「越生町子ども・子育て会議」を設置して検討を行いました。また、「越生町子ども・子育て会議」に町内幼稚園、保育所関係者からなる実務者連絡会を設置し、保育事業等のあり方について専門的な見地から、検討を行いました。

施策の総合的かつ効果的な推進を図るために庁内関係各課の職員からなる「越生町子ども・子育て庁内推進会議及び部会」を設置し、各課の個別施策について連携・調整を図りました。

## 第2章

# 越生町の子どもと子育て家庭を 取り巻く現状と課題

---

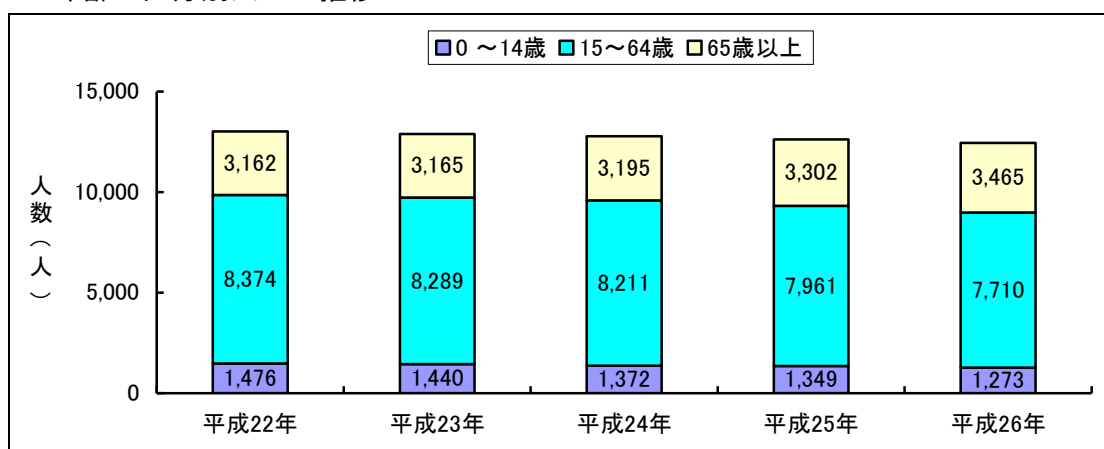
## 第1節 人口及び世帯の状況

### 1 総人口と世帯の状況

#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本町の総人口をみると、平成26年1月1日現在、住民基本台帳によると12,448人となっています。平成22年からの5年間の推移をみると、減少傾向になっており、5年間で564人の減少となっています。また、年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳、0～14歳の人口は減少しています。

■年齢3区分別人口の推移



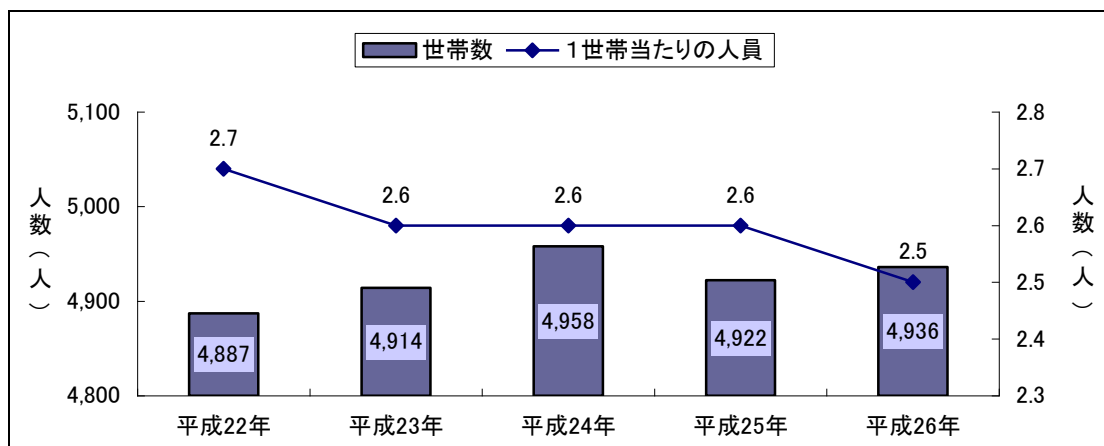
(資料：埼玉県(丁)字別人口調査(各年1月1日現在))

#### (2) 世帯数と一世帯当たり人員の推移

本町の世帯数をみると、平成26年1月1日現在、住民基本台帳によると4,936世帯となっています。

平成22年からの5年間の推移をみると、増加傾向となっており、この5年間で49世帯の増加となっています。また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、一世帯当たりの人員は減少しています。

■世帯数及び一世帯当たり人員の推移



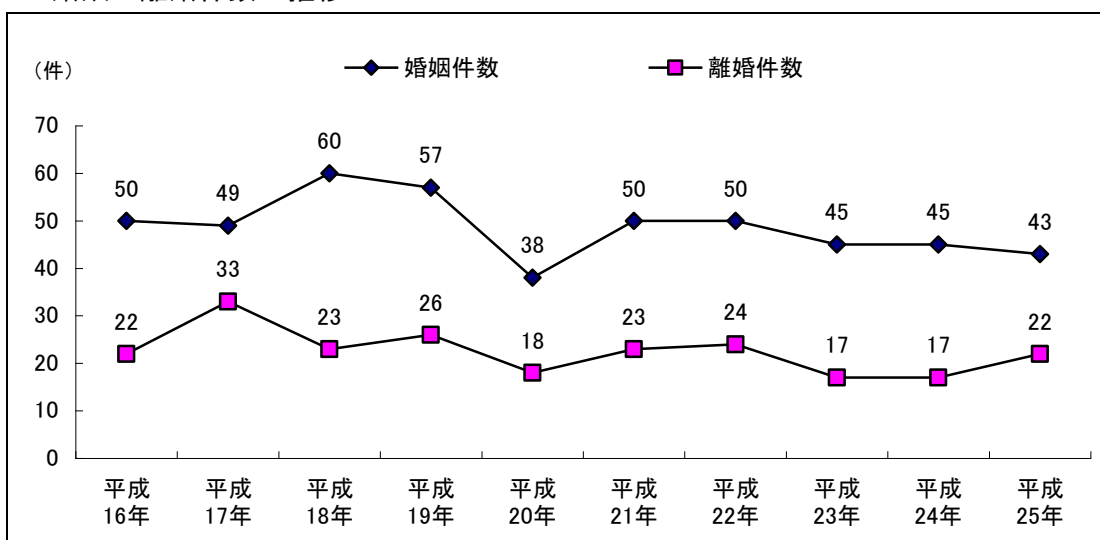
(資料：埼玉県(丁)字別人口調査(各年1月1日現在))

## 2 婚姻の状況

### (1) 婚姻・離婚件数

平成25年の婚姻件数は43件、離婚件数は22件となっています。これを過去からの推移で見ると、婚姻件数は徐々に低下しています。

#### ■婚姻・離婚件数の推移



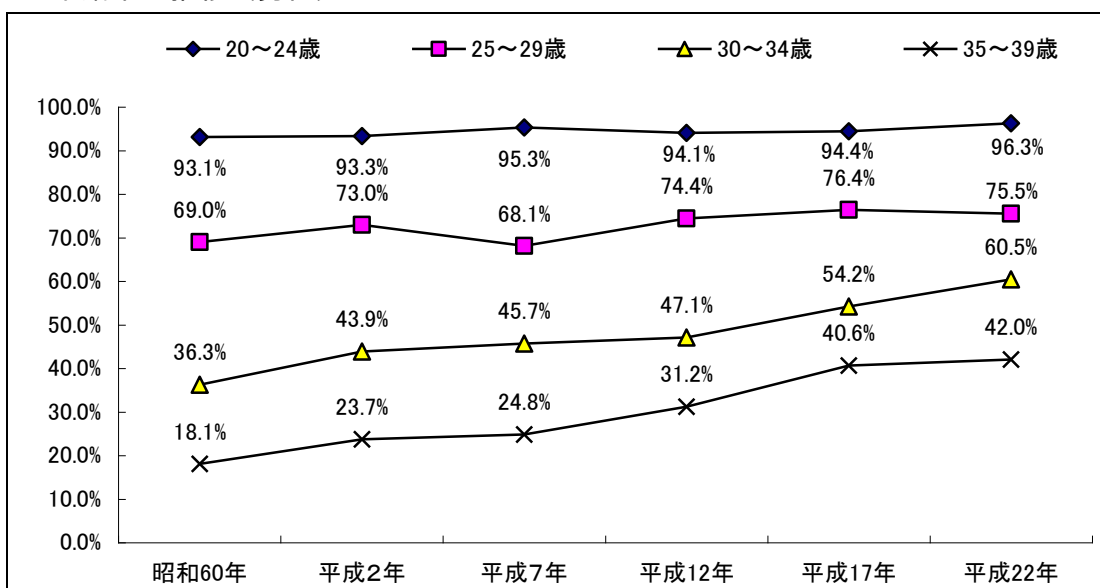
(資料：人口動態統計)

### (2) 未婚率の推移

男性の未婚率は、30歳以上の年齢層が年々増加しており、平成22年では35～39歳が42.0%となっています。

一方、女性は平成17年から平成22年にかけて35～39歳の未婚率が急激に上昇しています。

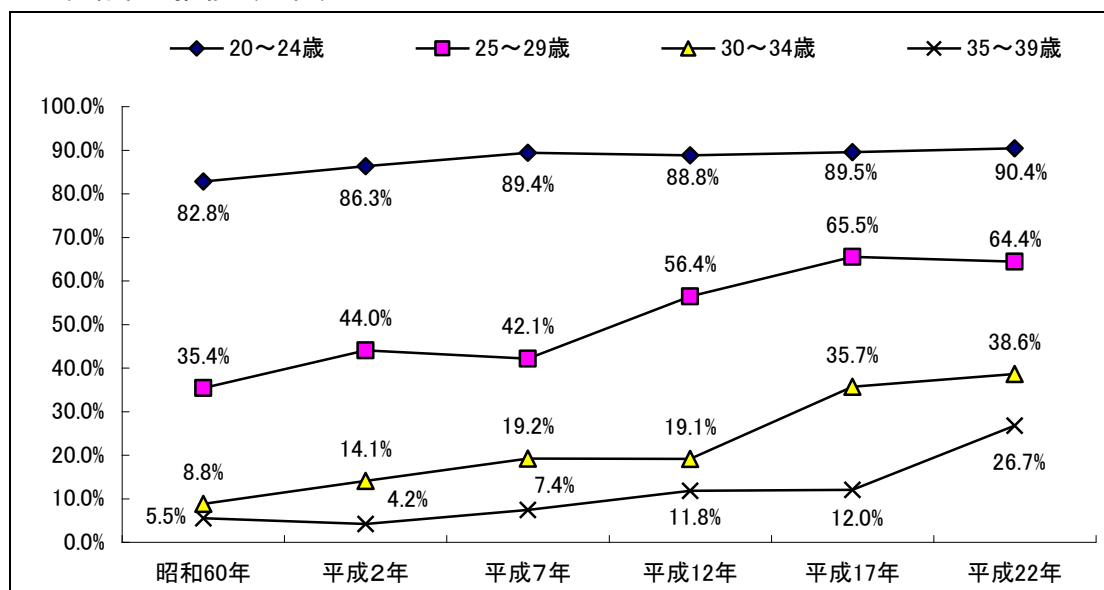
#### ■未婚率の推移〔男性〕



(資料：国勢調査 各年10月1日)

第2章 越生町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

■未婚率の推移〔女性〕



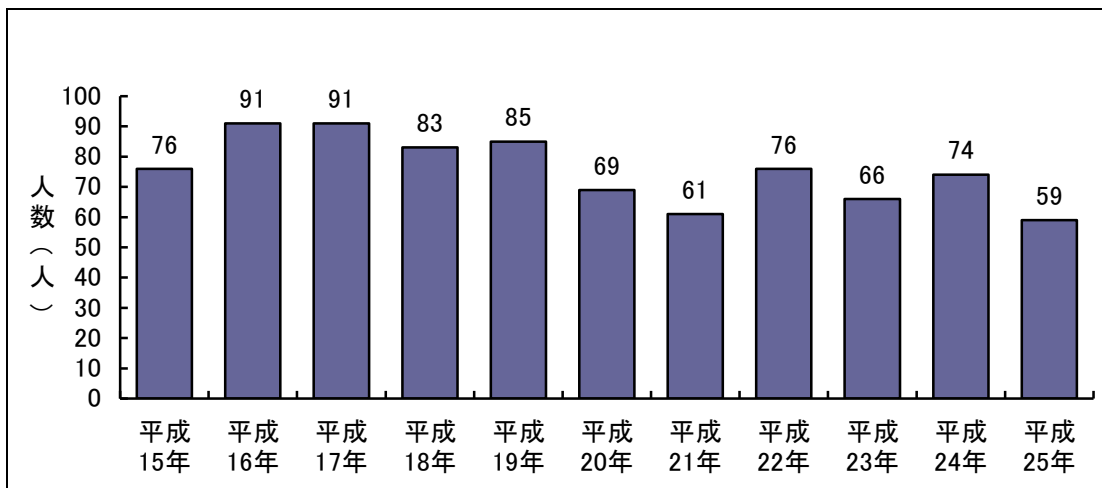
(資料：国勢調査 各年10月1日)

### 3 出生の状況

#### (1) 出生数の状況

本町の出生数の推移をみると、平成15年以降は、概ね80～90人の出生数でしたが、平成20年からは増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成25年には59人となっています。

##### ■出生数の推移

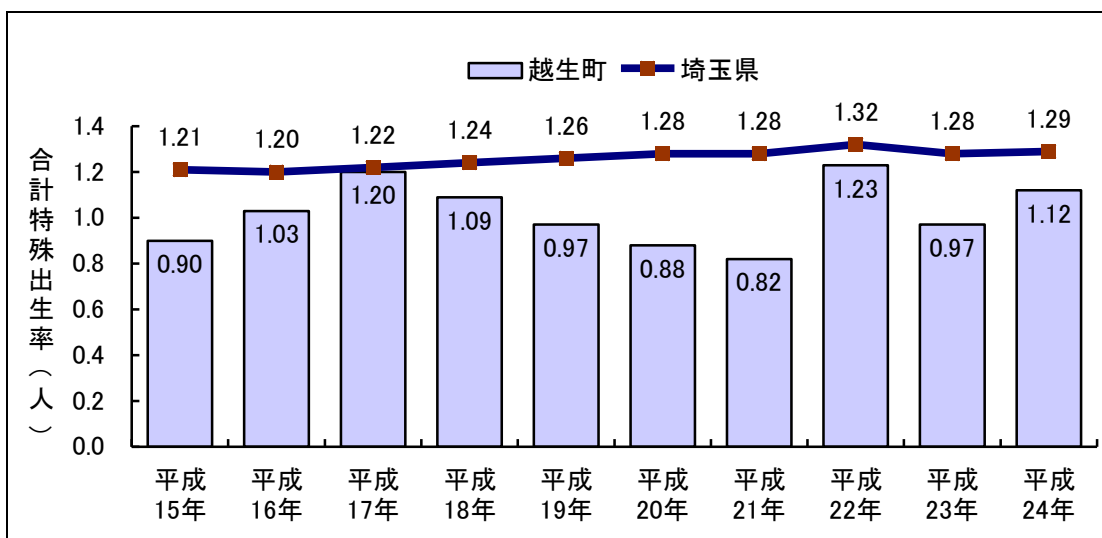


(資料：埼玉県保健統計)

#### (2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率の推移をみると、平成24年で1.12となっており、各年とも、埼玉県の数値を下回っています。

##### ■合計特殊出生率の推移



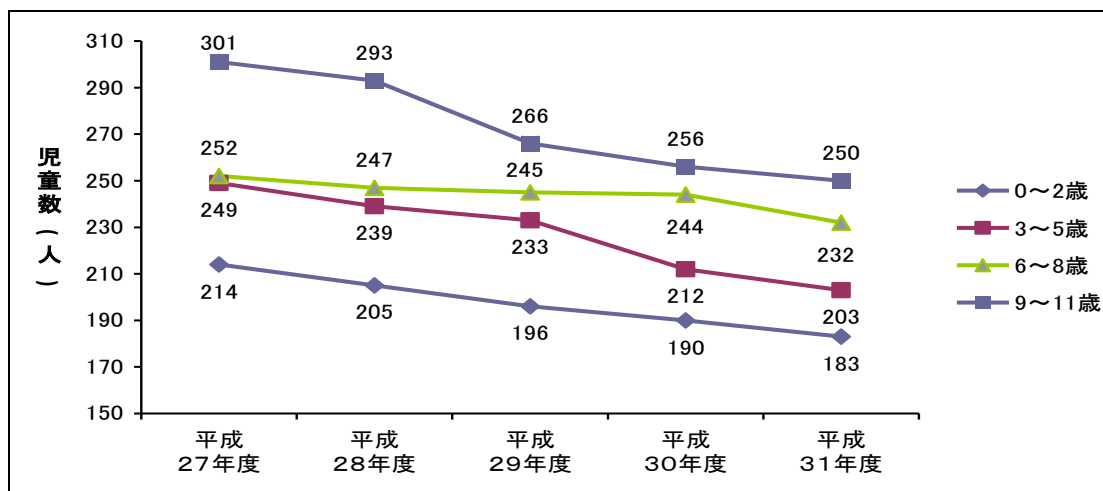
(資料：埼玉県人口動態概況)

## 4 将来推計

### (1) 児童数の将来推計

本町の年齢別人口について「越生町将来人口推計報告書」（越生町企画財政課）とコーホート要因法\*を勘案して算出したところ、いずれの年齢層においても減少が見込まれます。

#### ■ 児童数の将来推計

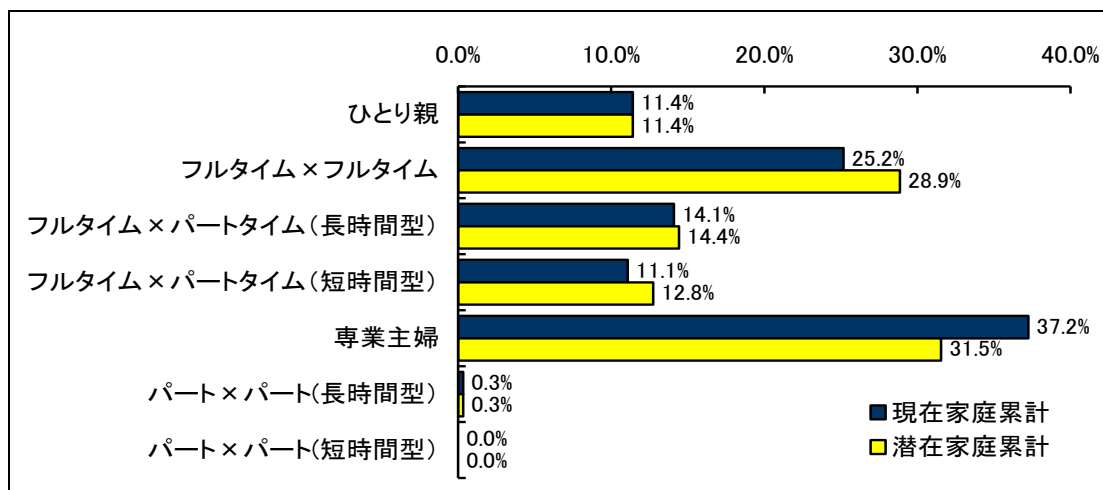


(資料：健康福祉課による推計)

### (2) 現在家庭類型及び潜在家庭類型

ニーズ調査結果を基に子育て家庭の就業の状況等によって現在家庭類型と潜在家庭類型を分類したところ、潜在家庭類型は、現在家庭類型に比べて「フルタイム×フルタイム」の割合が高く、「専業主婦」の割合が低下しています。

#### ■ 現在家庭類型及び潜在家庭類型の状況



(資料：平成26年度越生町子育て支援に関するアンケート調査)

\* 「コーホート要因法」とは、ある年の10歳の人口がそのまま翌年の11歳の人口になることを前提に、自然動態（出生・死亡）や社会動態（転入・転出）の動向を加味して推計を行う方法のことです。「コーホート」は年齢階級を意味する用語です。



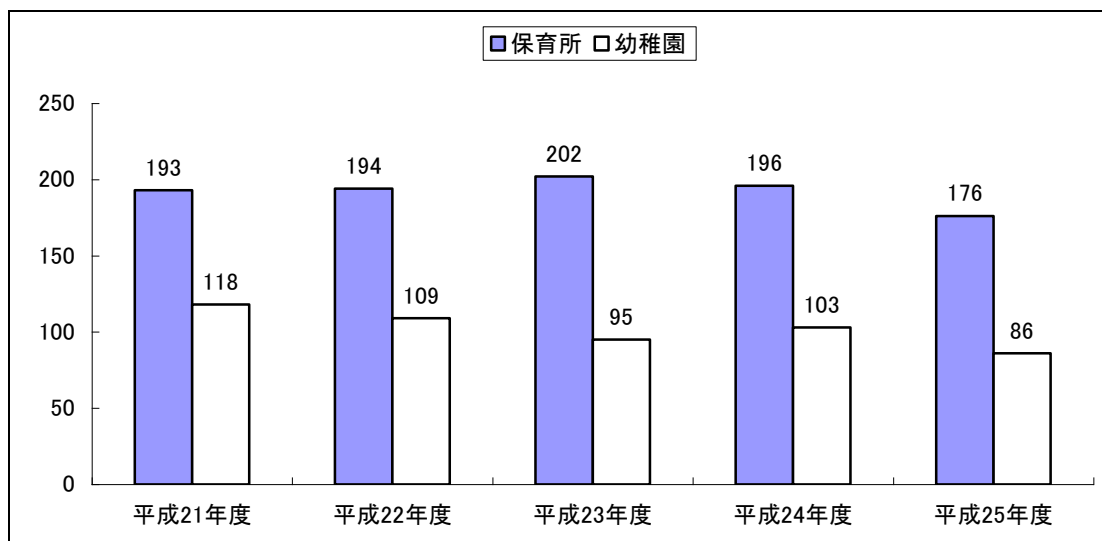
## 第2節 子育てをめぐる施策の現状

### 1 教育・保育の利用状況

#### (1) 幼稚園・保育所の利用状況

本町には、私立幼稚園1か所、公立保育所1か所、私立保育所1か所ありますが、入所数は年々減少傾向にあります。

##### ■幼稚園・保育所の利用者数の推移

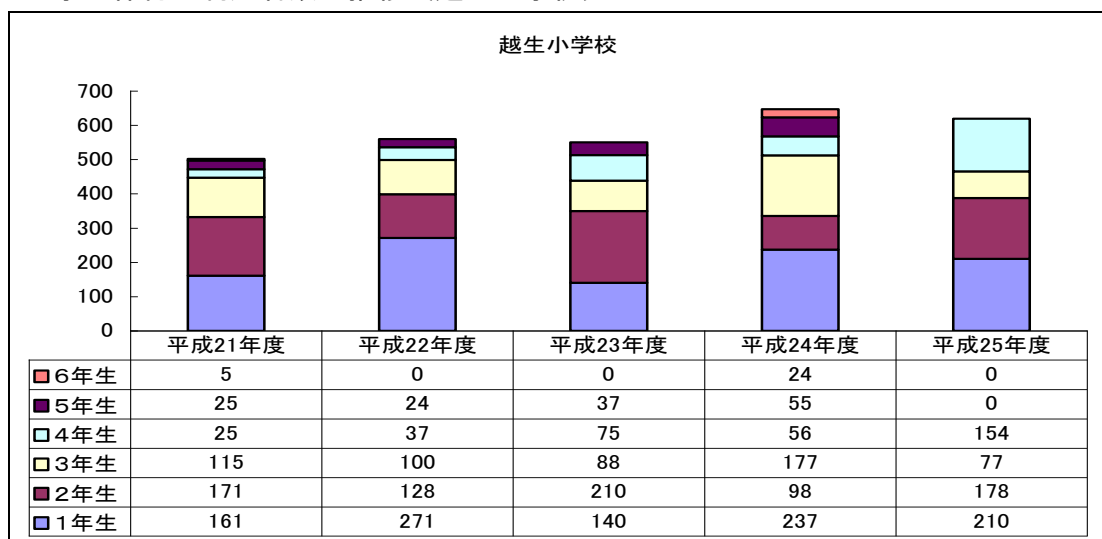


(資料：保育所は各年3月1日現在、幼稚園は越生町行政報告書)

#### (2) 学童保育室利用者数の推移

越生小学校の学童保育室利用者数の推移をみると、年々利用者数は増加しており、平成25年には619人で、特に1年生が多く利用されています。

##### ■学童保育室利用者数の推移〔越生小学校〕

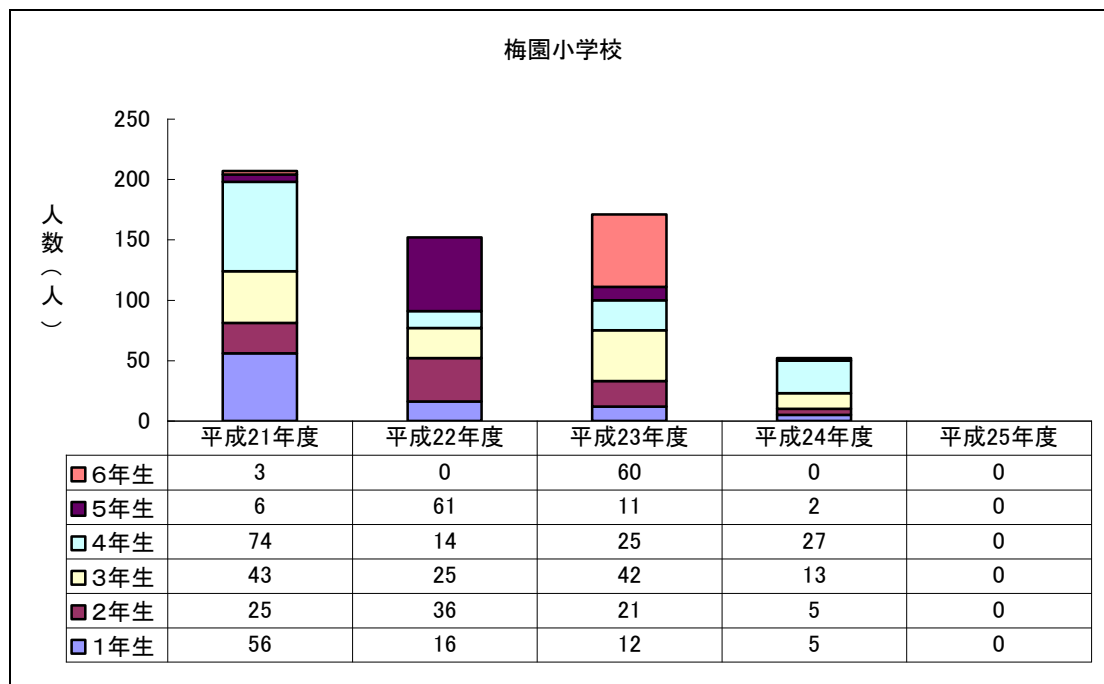


(資料：越生町行政報告書)

## 第2章 越生町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

梅園小学校は平成24年9月から定員に達していないことから、休室とし越生小学校を利用していました。平成26年4月からは定員に達したため、梅園小学校で再開しました。

### ■学童保育室利用者数の推移〔梅園小学校〕



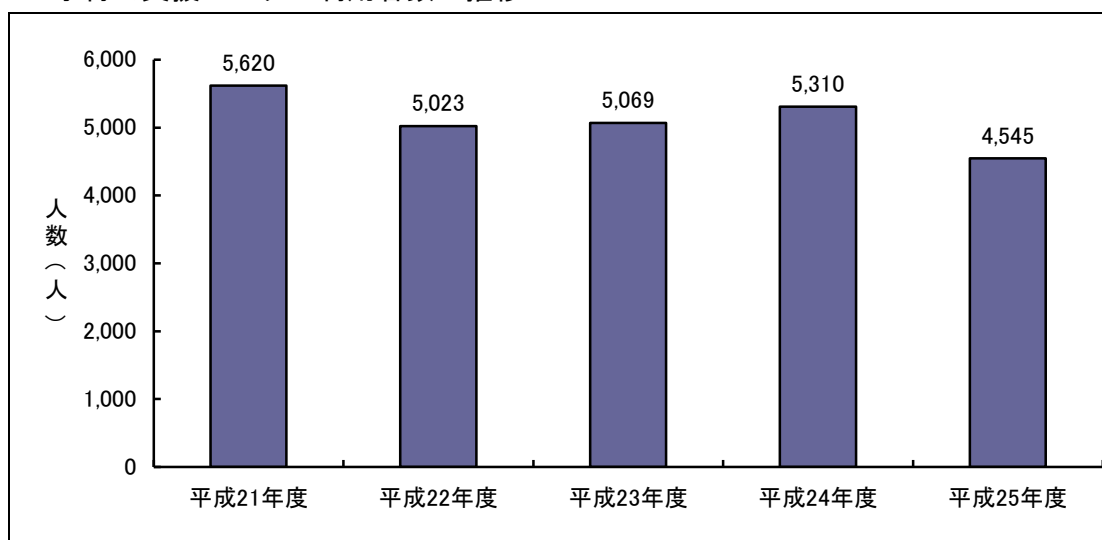
(資料：越生町行政報告書)

## 2 子育て施策の現状

### (1) 子育て支援センター利用者数の推移

本町の子育て支援センターは1か所で、保護者と子どもの利用者数延べ件数は平成25年度は4,545人となっています。

#### ■子育て支援センター利用者数の推移

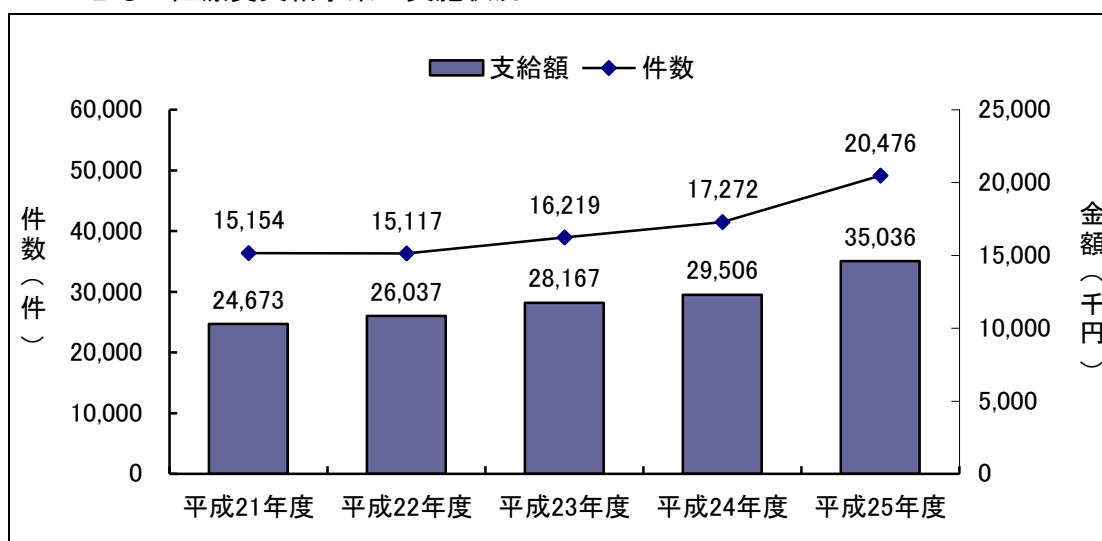


(資料：越生町行政報告書)

### (2) こどもの医療費支給事業

こどもの医療費支給事業は、子どもが医療機関等に受診した際の保険診療の一部負担金を支給する事業です。平成24年度から高校3年生まで支給対象者を拡大しました。さらに、平成25年7月からは、町内及び毛呂山町の指定医療機関窓口払い無料化を実施しました。平成25年度の申請件数は35,036件、支給額は20,476千円となっています。

#### ■こどもの医療費支給事業の実施状況



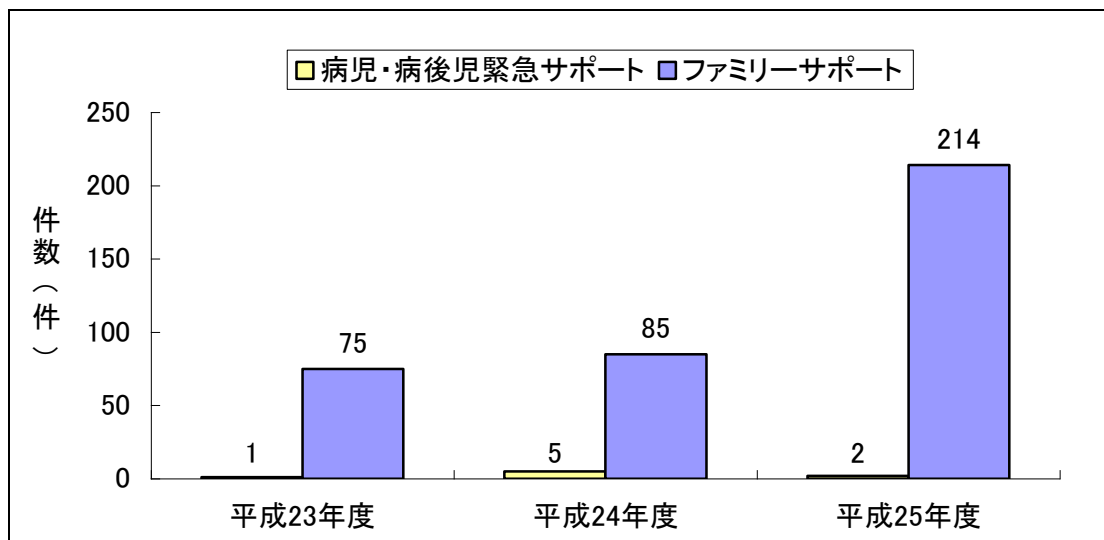
(資料：越生町行政報告書) ※金額は千円未満四捨五入しています

### (3) ファミリーサポート事業

ファミリーサポート事業は、子育てをしている父母等が急な用事などの際に子どもを預かるサービスです。越生町では平成23年1月から病児・病後児緊急サポート及びファミリーサポートを実施しています。

平成25年度の実績は、病児・病後児緊急サポートが2件、ファミリーサポートが214件となっています。

#### ■ファミリーサポート事業の実施状況

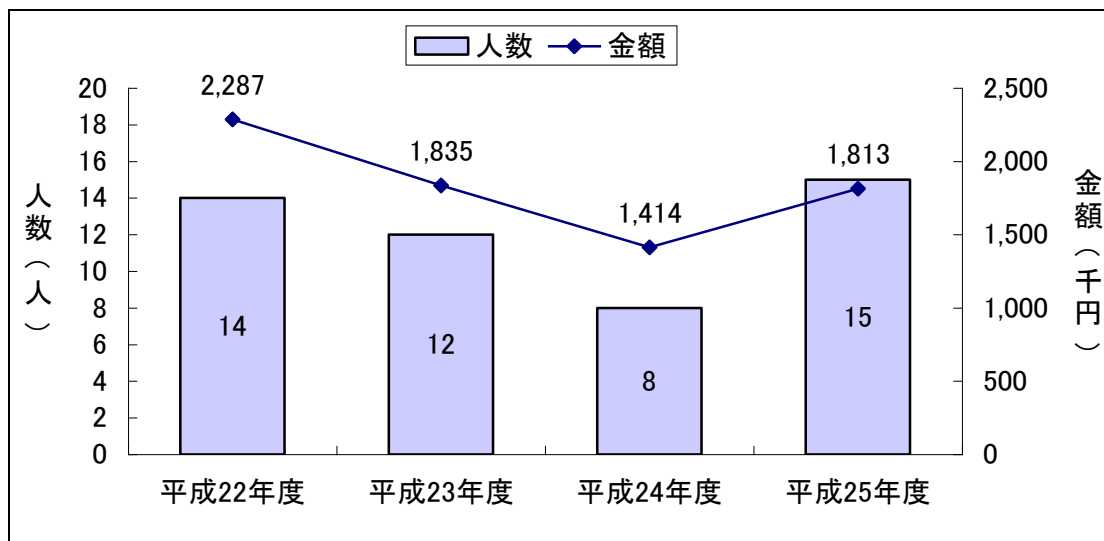


(資料：越生町行政報告書)

### (4) 保育料の第3子以降無料化

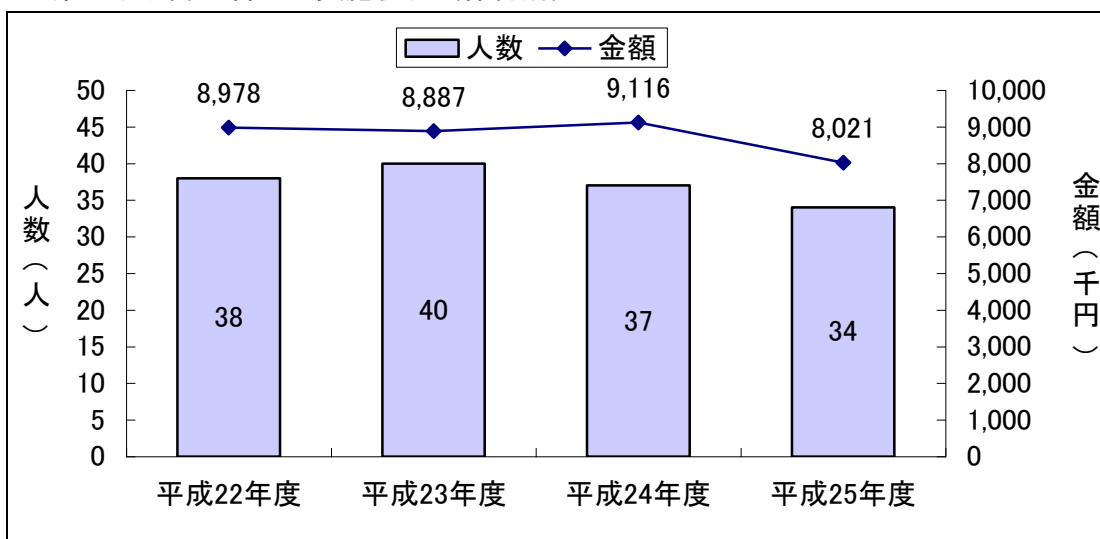
平成22年度より幼稚園・保育所の保育料の第3子以降無料化を実施しています。平成25年度の実績は、幼稚園が15人に対し計1,813千円、保育所が34人に対し計8,021千円となっています。

#### ■第3子以降無料化の実施状況〔幼稚園〕



(資料：越生町行政報告書) ※金額は千円未満四捨五入しています

■第3子以降無料化の実施状況〔保育所〕

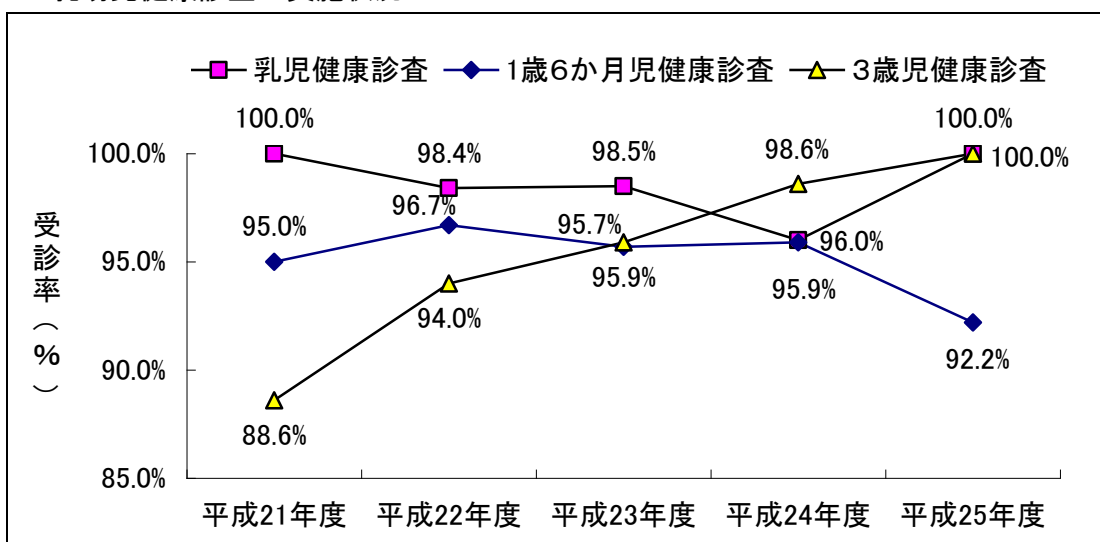


(資料：越生町行政報告書) ※金額は千円未満四捨五入しています

(5) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査を実施しています。平成25年度の受診率は乳児健康診査及び3歳児健康診査が100%、1歳6か月児健康診査が92.2%となっています。

■乳幼児健康診査の実施状況



(資料：越生町行政報告書)

## 第3節 ニーズ調査の主な結果

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

この計画を策定するにあたって、子育て家庭の保育サービス等の利用状況や利用意向、子育て支援に関する意見、要望を把握するためのアンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査の対象

下表のとおり、就学前児童調査と小学生調査の2種類の調査を実施しました。

調査名・対象者	調査方法	調査期間
①就学前児童調査 平成19年4月2日から平成26年1月1日までに生まれたお子さん	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の幼稚園・保育園に通園している乳幼児の保護者には、幼稚園・保育園を通じて配付・回収</li> <li>町内の幼稚園・保育園に通園していない乳幼児の保護者には、郵送による配付・回収</li> <li>礼状を兼ねた督促状を対象者全員に配付</li> </ul>	平成26年 1月27日(月) ～2月10日(月)
②小学生調査 平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれたお子さん	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の小学校に通学している児童の保護者には、小学校を通じて配付・回収</li> <li>町内の小学校に通学していない児童の保護者には、郵送による配付・回収</li> <li>礼状を兼ねた督促状を対象者全員に配付</li> </ul>	平成26年 1月27日(月) ～2月10日(月)

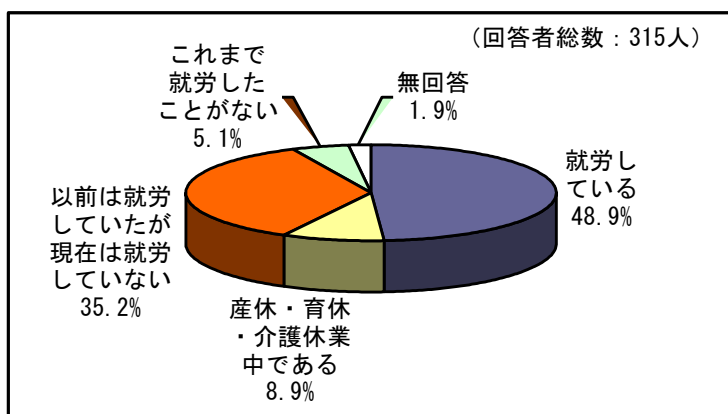
#### (3) 対象者数及び回収率

調査名	対象者数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	465人	315人	67.7%
②小学生調査	569人	530人	93.1%

## 2 就学前調査の結果

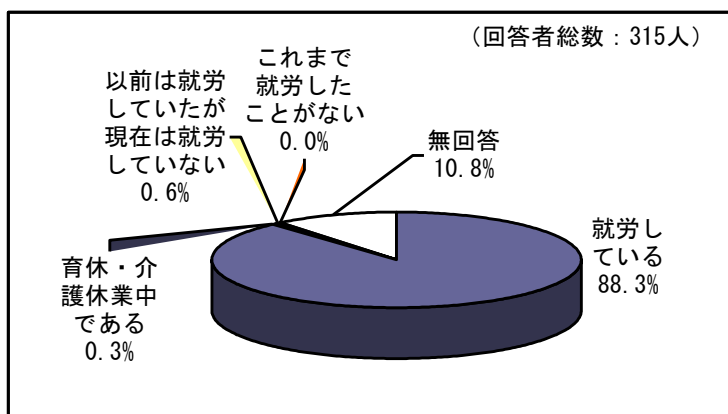
### (1) 母親の就労状況

母親の就労状況は「就労している」が48.9%、「産休・育休・介護休業中である」が8.9%と就労している母親が5割を超えています。



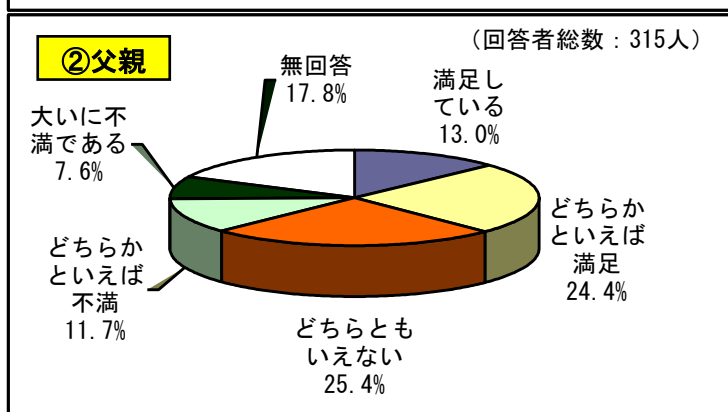
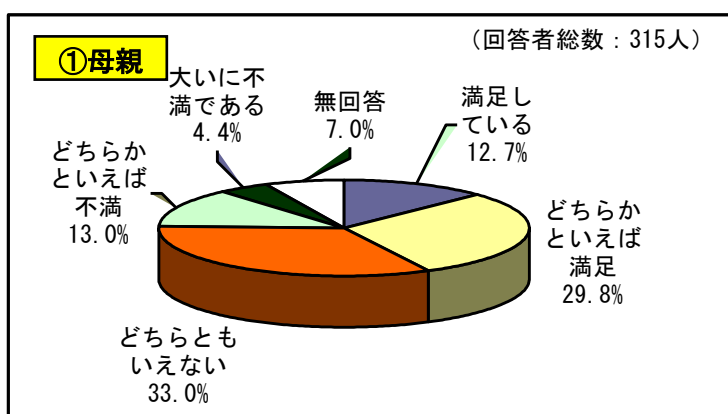
### (2) 父親の就労状況

父親の就労状況は「就労している」が88.3%、「育児・介護休業中である」が0.3%と就労している父親が8割を超えています。



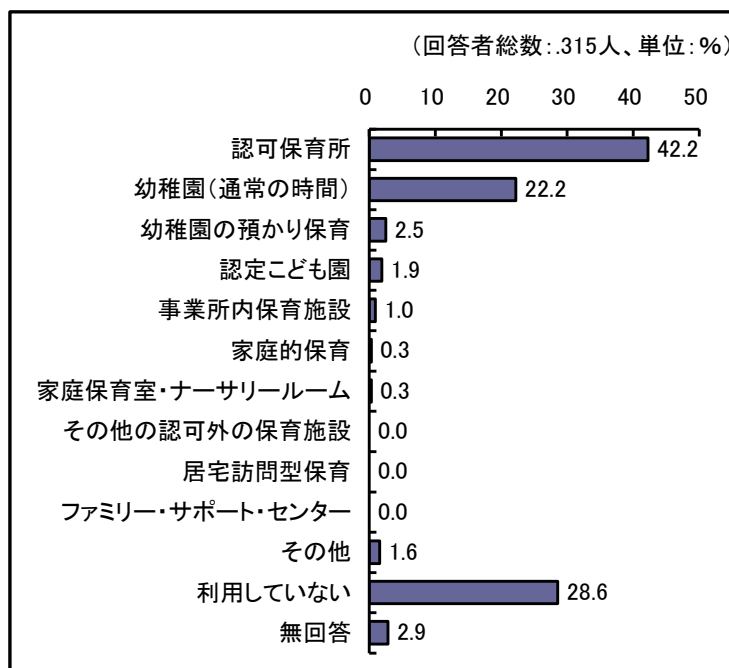
### (3) 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の満足度

満足度について、「満足している」・「どちらかといえば満足」を合わせた割合をみると、母親が42.5%、父親が37.4%となっています。



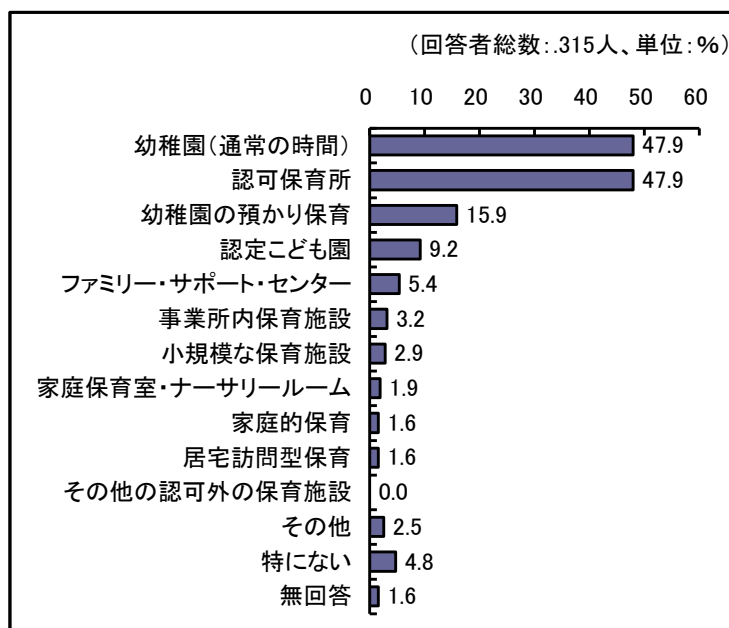
#### (4) 幼稚園・保育園等の平日の定期的な利用状況

利用場所については、「認可保育所」が42.2%、「幼稚園」22.2%となっています。「利用していない」は、28.6%となっています。



#### (5) 今後の幼稚園・保育園等の平日の定期的な利用意向

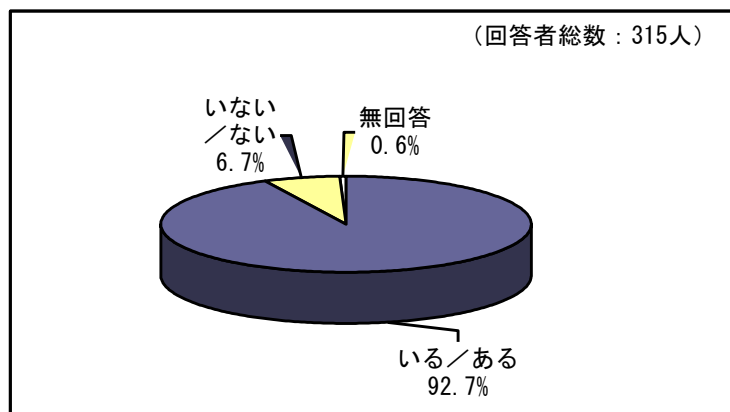
今後の利用意向については、「幼稚園(通常の時間)」及び「認可保育所」が47.9%となっています。





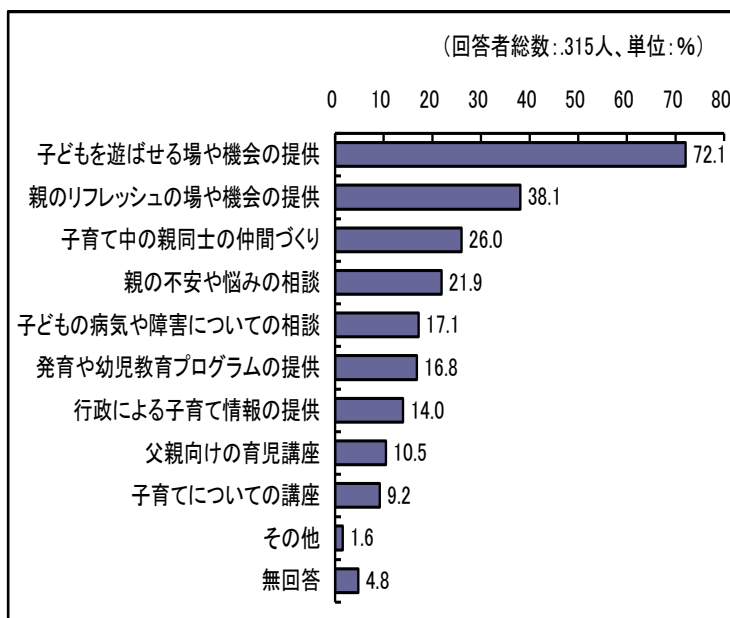
**(6) 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無**

気軽に相談できる人（場所）の有無では、「いる／ある」が 92.7%、「いない／ない」が 6.7%となっています。



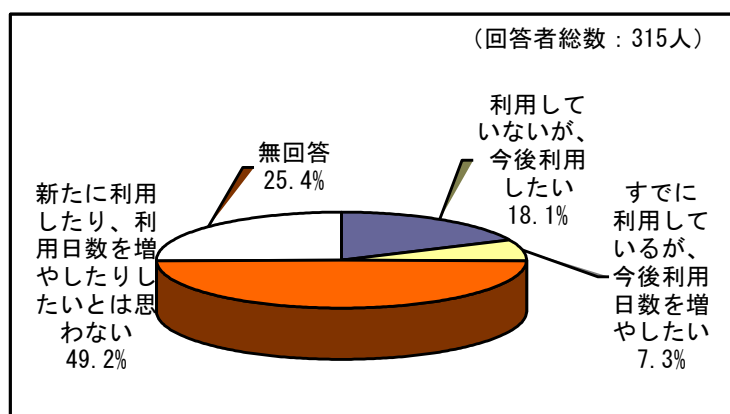
**(7) 子育て（教育を含む）する上で望むサポート**

子育て（教育を含む）をする上で望むサポートについては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が 72.1%で最も多くなっています。



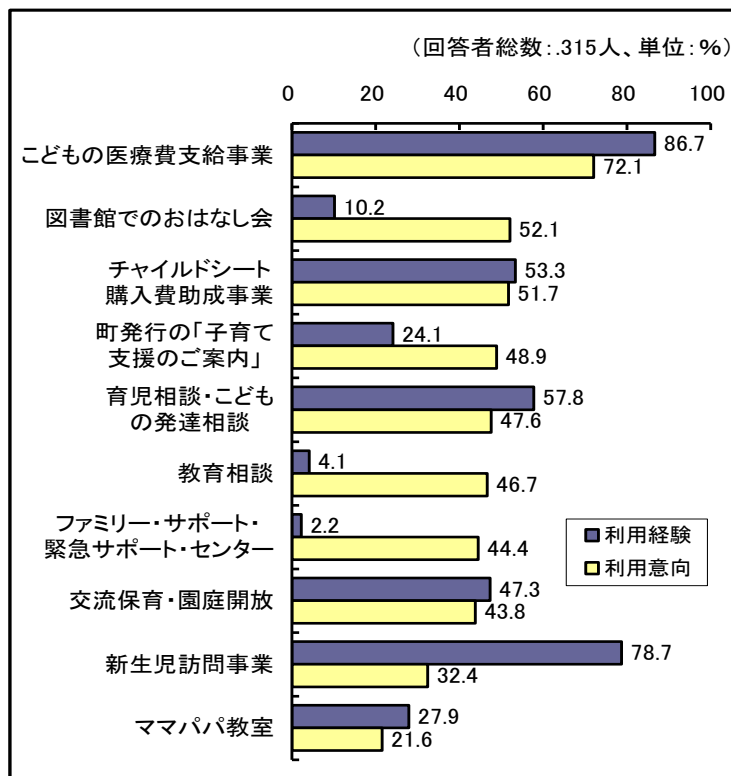
**(8) 子育て支援センター「すくすく」の利用意向**

利用意向では、「利用していないが、今後利用したい」18.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」7.3%と利用を増やしたい人が 25.4%となっています。



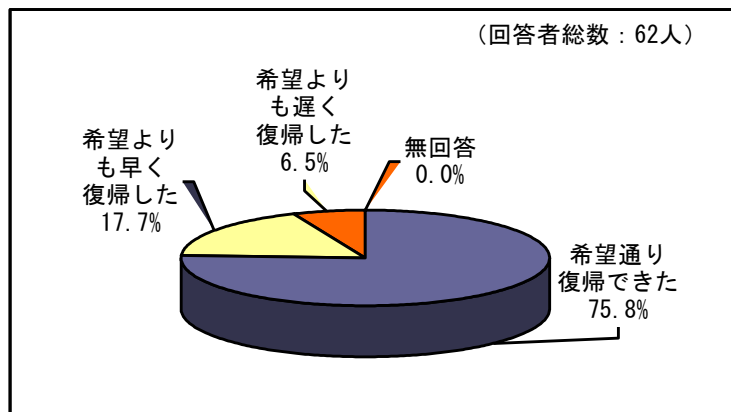
### (9) 子育て支援事業の利用経験及び利用意向

利用経験に比べて利用意向の割合が多い事業として、「教育相談（意向 46.7%、経験 4.1%）」、「ファミリー・サポート・緊急サポート・センター（意向 44.4%、経験 2.2%）」、「図書館でのおはなし会（意向 52.1%、経験 10.2%）」となっています。



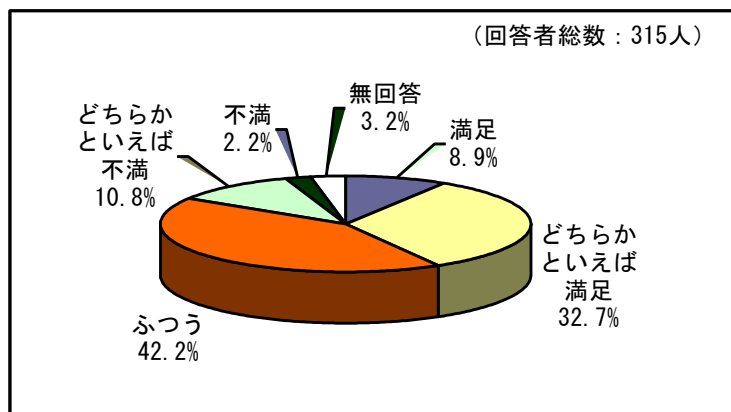
### (10) 育児休業からの復帰の状況

育児休業からの復帰については、「希望通り復帰できた」が 75.8%、「希望よりも早く復帰した」が 17.7%、「希望よりも遅く復帰した」が 6.5%であり、これらを合わせると 24.2%が“希望通りでなかった”と回答しています。



### (11) 越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度

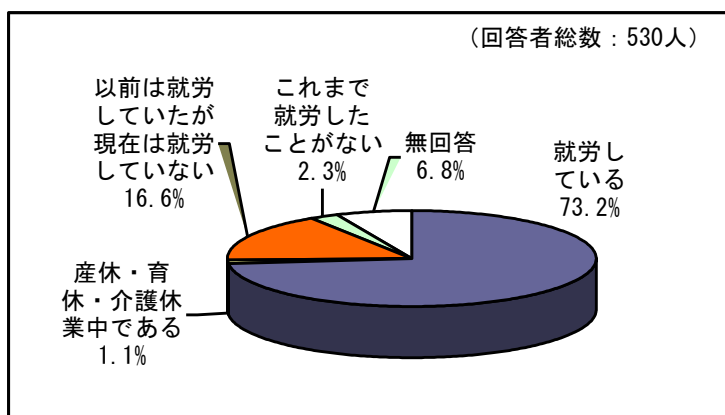
越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度については、「ふつう」が 42.2%、「どちらかといえば満足」が 32.7%となっています。



### 3 小学生調査の結果

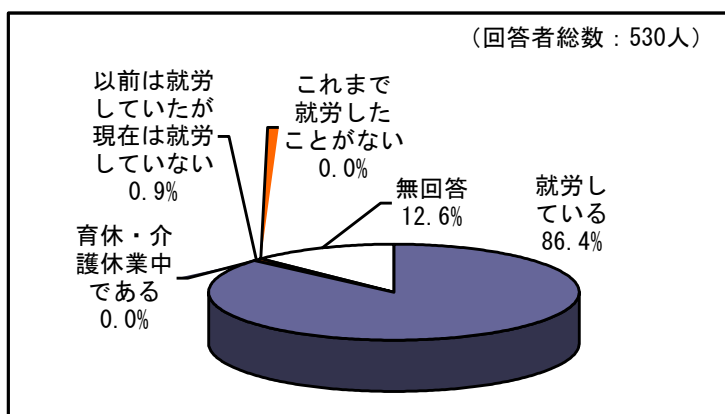
#### (1) 母親の就労状況

母親の就労状況は「就労している」が73.2%、「産休・育休・介護休業中である」が1.1%と就労している母親が7割を超えています。



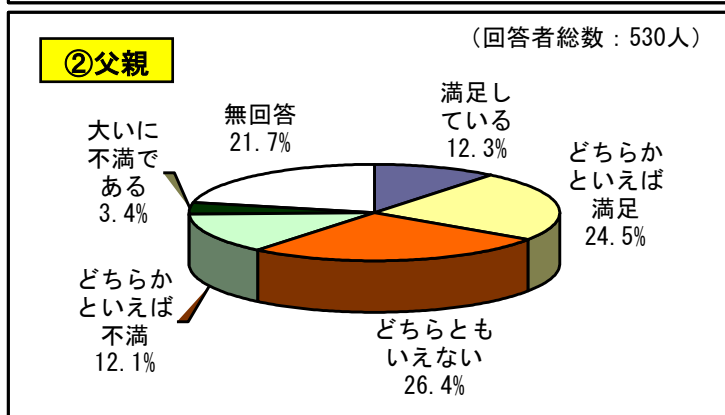
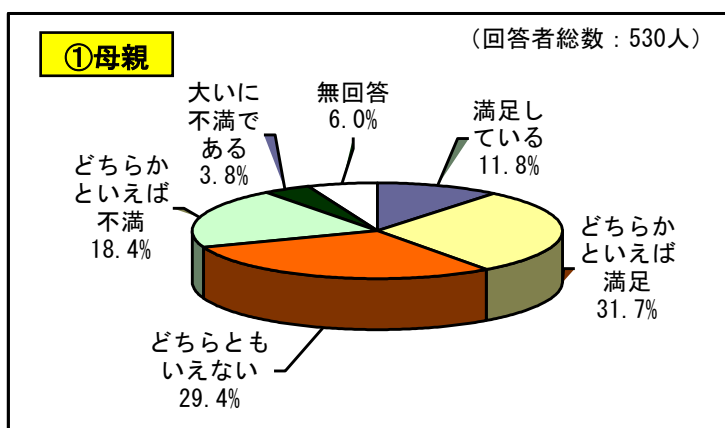
#### (2) 父親の就労状況

父親の就労状況では、「就労している」が86.4%で、就労している父親が8割を超えています。



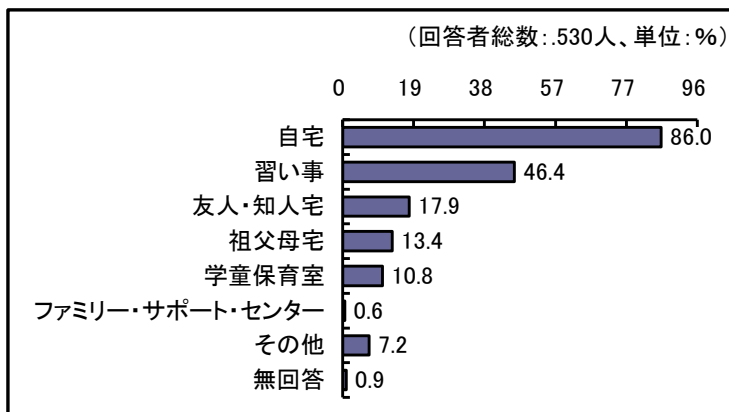
#### (3) 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の状況

満足度について、「満足している」・「どちらかといえば満足」を合わせた割合を見ると、母親が43.5%、父親が36.8%となっています。



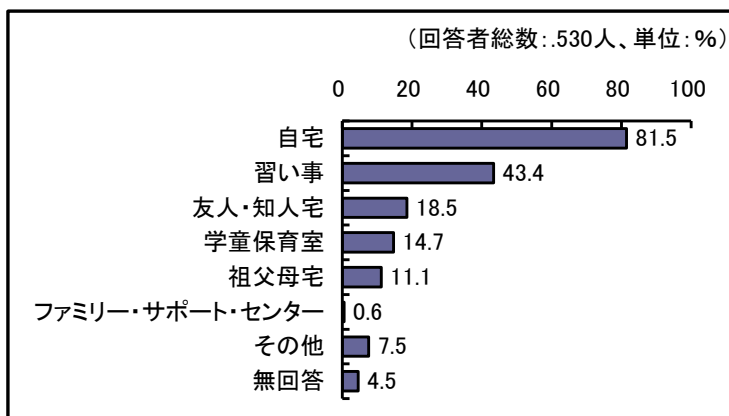
#### (4) 現在の放課後の過ごし方

現在の放課後の時間を過ごす場所については、「自宅」が86.0%と最も多く、「学童保育室」は10.8%となっています。



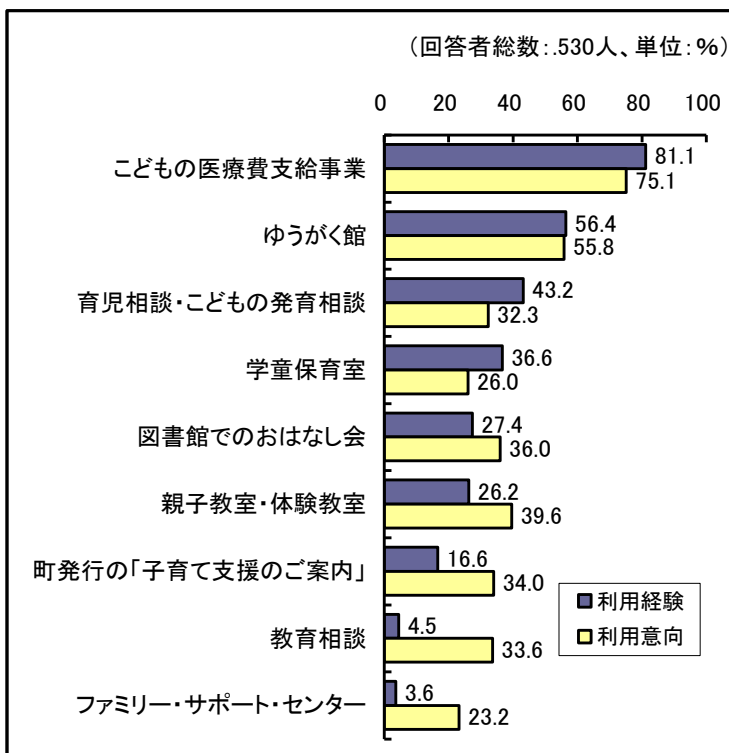
#### (5) 希望の放課後の過ごし方

放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」が81.5%と最も多く、「学童保育室」は14.7%となっています。



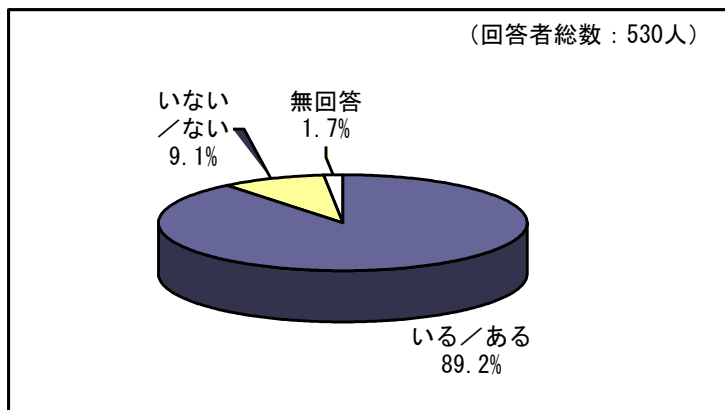
#### (6) 子育て支援事業の利用経験及び利用意向

利用経験に比べて利用意向の割合が多い事業として、「教育相談（意向 33.6%、経験 4.5%）」、「ファミリー・サポート・センター（意向 23.2%、経験 3.6%）」となっています。



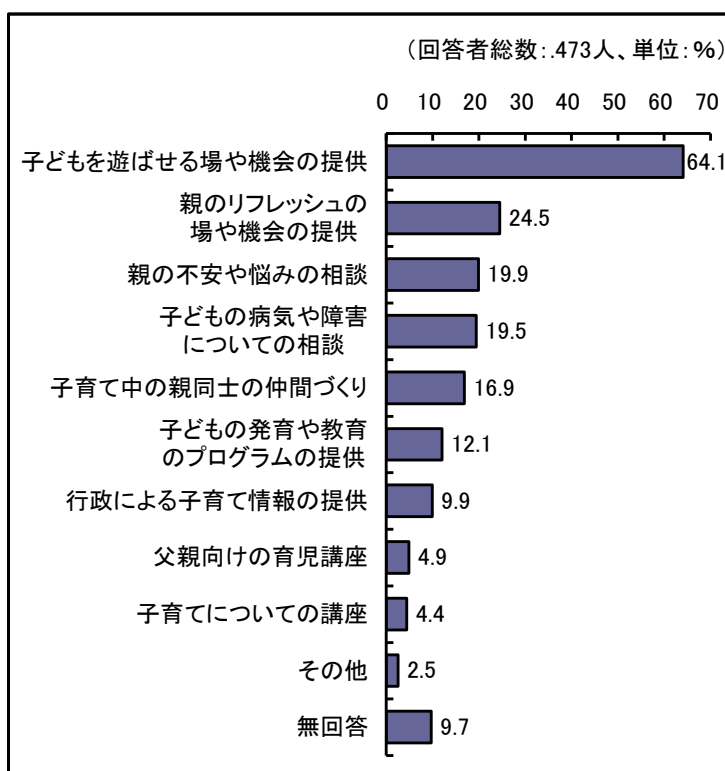
**(7) 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無**

気軽に相談できる人（場所）の有無では、「いる／ある」が89.2%、「いない／ない」が9.1%となっています。



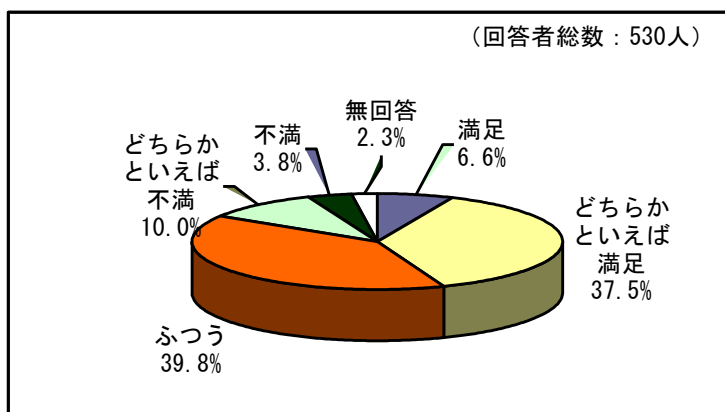
**(8) 子育て（教育を含む）をする上で望むサポート**

子育て（教育を含む）をする上で望むサポートについては、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が64.1%で最も多くなっています。



**(9) 越生町全体の子育て環境や子育て支援への満足度**

満足度では、「ふつう」が39.8%、「どちらかといえば満足」が37.5%となっています。



## 第4節「越生町次世代育成支援行動計画後期計画」の評価と重点課題

### 1 「越生町次世代育成支援行動計画後期計画」の評価

平成22年3月に策定した「越生町次世代育成支援行動計画後期計画」に示された個々の施策において、“どれだけの成果が得られたか”に着目して評価を行いました。

その結果、母子保健体制について、妊娠から育児まで一貫した相談支援体制を確立しており、更にこどもの医療費支給事業をはじめとする経済的支援の充実が図られました。

多様な保育サービスについては、学童保育室に保護者が参画するなど運営面での充実が図られました。

また、教育面においても学校・家庭・地域が連携し、地域全体で学校教育を支援する体制が図られるとともに、学校教育においても「知育・徳育・体育」のそれぞれにおいて高い成果を得ることができました。

さらに、子育て・子育ちを支援する生活環境として防犯灯の整備や防犯パトロール活動など、子どもを犯罪から守るための活動の推進や環境の整備が進められました。

※事業の成果等で用いている指標の凡例は、次のとおりです。

#### 【事業の成果】

- A：期待以上の成果を上げた
- B：期待どおりの成果をあげた
- C：期待どおりの成果をあげていない
- D：実施していない

#### 【今後の方針】

- A（拡 充）：対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること
- B（継 続）：現在の事業の枠組みを維持して継続すること※
- C（見直し）：事業の縮小や統合、または他の施策や新たな施策で対応すること
- D（廃 止）：社会情勢の変化等により事業を廃止すること

※事業の成果が「C（期待どおりの成果をあげていない）」、「D（実施していない）」であり、今後とも計画書に示した目標を継続する場合は「B（継続）」としました

### (1) 地域における子育て支援の充実

「1-1 子育てサークル等の育成とネットワーク化の推進」については、C、Dの評価が多くなっています。これは、乳幼児の保護者のニーズとして、地域子育て支援センター等で知り合った仲間同士で連絡を取り合っ出かけるなど、気軽なつながりを求めており、サークル化までは求めていないことによるものです。

本町の地域子育て支援センター「すくすく」では、保護者の求めに応じてサークル化を支援しており、今後とも継続していきませんが、現行計画のような具体的な数値目標は掲げないものとします。

「1-2 地域全体で子育てを支援する体制の整備」については、PTA活動を始め、商工会青年部、消防団等の多様な団体が連携して支援が行われ活発なものとなっています。本町は、従来から地域全体で子どもの教育を支える風土が根付いていましたが、近年では、地域の子育て機能の低下が指摘されています。

「1-2-(4) 身近な地域における子育て支援活動の促進」については、一部の地域においてふれあいサロンでの多世代交流活動などが行われています。今後、核家族化やひとり暮らし高齢者が増加する中で、多世代交流も含めた子育て支援活動を促進していくことが求められています。

施策名	成果	方針
1-1 子育てサークル等の育成とネットワーク化の推進		
(1)地域子育て支援センターにおける子育てサークル育成活動の充実	C	C
(2)子育てサークル等によるネットワークの形成	D	D
(3)子育てサークル等に関する情報の一元的提供	C	B
(4)多様な活動場所を確保するための方策の検討	C	C
(5)幼稚園との連携による子育て支援事業のネットワーク化	B	B
1-2 地域全体で子育てを支援する体制の整備		
(1)学校教育と社会教育の連携強化	B	B
(2)学校・家庭・地域の連携強化	A	B
(3)地域全体で子育てを支援する意識の普及	B	B
(4)身近な地域における子育て支援活動の促進	C	C

## (2) 家庭における子育て支援の充実

「2-1 家庭における子育ての力を高める支援の充実」においては、幼稚園・保育所を対象とした「見守ってね教室」や小学生・中学生のいる家庭を対象とした「PTA家庭教育学級」や「子育て講演会」を開催しています。また、父親の育児参加についても、育児サークル「育児応援隊」が活動しており、これらの取組を今後とも継続していきます。

「2-2 経済的支援の充実」については、こどもの医療費支給事業の対象者を平成24年4月より18歳まで拡充したほか、平成25年7月より町内及び毛呂山町の指定医療機関における窓口払い無料化を実施するなど、制度面で充実を図り、町民からも高い評価を得ています。今後は、指定医療機関の範囲の拡大について検討していくことが求められています。

「2-2-(4) 出生祝金の支給」については、消費税等の増税や保護者の就労状況・雇用形態などの経済事情を鑑み、出生祝金の増額について検討していくことが求められています。

施策名	成果	方針
<b>2-1 家庭における子育ての力を高める支援の充実</b>		
(1)家庭教育の充実	B	B
(2)父親の育児参加の促進	B	B
(3)多様な媒体による情報提供体制の充実	B	B
<b>2-2 経済的支援の充実</b>		
(1)こどもの医療費支給事業の充実	A	A
(2)保育料等に関する負担軽減の拡充	B	B
(3)子ども手当の普及・啓発	B	B
(4)出生祝金の支給	B	A
(5)チャイルドシートの購入費一部助成事業の普及・啓発	B	B



### (3) 親と子の健康と福祉の充実

母子保健事業の主な成果としては、「3-1-(3) すべての子育て家庭と身近な関係となる母子保健の推進」において、健診未健児に対する電話・面接・訪問などの個別フォローを徹底した結果、平成 25 年度は乳児健康診査及び3歳児健康診査で100%の受診を達成することができました。

また、「3-2-(3) 乳幼児健康教育の充実」では、新たな試みとして「にこにこ幼児食教室」を開始しました。これは、子どもが小さな頃から食育に関心を持っていただくための取組となっています。

一方、「3-2-(6) 小児医療の充実」では、町内や近隣市町村における小児医療機関が少ないほか、坂戸・飯能地区病院群輪番制度に小児医療が含まれていないなど、医療環境の改善が見られないことからCと評価しました。また、「3-5-(2) 障がい児に対する相談・支援体制の充実」については、対象児童の減少や希望者の減少によりグループによる支援が行えず、今後は個別による支援の充実に努める必要があります。

今後は、きめ細かな対応が可能となっている現状の体制を維持していくことが最大の課題となっています。その上で、現在は年3回実施している乳児健康診査の回数増加や、管理栄養士・保健師の確保・研修の強化などマンパワーの量的・質的な充実が求められています。

施策名	成果	方針
3-1 一人ひとりに対応した母子保健の推進		
(1)妊娠から育児までの一貫した母子保健の推進	B	B
(2)保健・医療・福祉・教育との連携による母子保健の推進	B	B
(3)すべての子育て家庭と身近な関係となる母子保健の推進	A	B
3-2 母子保健事業の充実		
(1)乳幼児健康診査・妊産婦健康診査の充実	B	A
(2)乳幼児健康相談の充実	B	B
(3)乳幼児健康教育の充実	A	B
(4)乳幼児等への訪問指導の充実	B	B
(5)歯科保健事業の充実	B	B
(6)小児医療の充実	C	B
(7)思春期に関する相談体制の充実	B	B
3-3 児童虐待防止対策の充実		
(1)母子保健事業における児童虐待の早期発見・早期対応	B	B
(2)「要保護児童対策地域協議会」の充実	B	B
(3)学校・保育所との連携の強化	B	B
3-4 ひとり親家庭等の自立支援の推進		
(1)ひとり親家庭等への支援の充実	B	B
(2)ひとり親家庭等に対する相談・情報提供の充実	B	B
3-5 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援		
(1)障がいの早期発見・早期療育の充実	B	B
(2)障がい児に対する相談・支援体制の充実	C	C
(3)障がい児に対する福祉サービス・生活支援の充実	B	B

#### (4) 仕事と子育ての両立支援

本町の保育サービスは、待機児童数が0人で、今後ともこの体制を維持していくことが求められています。ただし、近年3歳未満児の保育ニーズが増加しており、今後、家庭保育室などとの連携も踏まえながら対応していく必要があります。

「4-1-(4) 一時保育の充実」については、病気療養や冠婚葬祭、里帰り出産など様々な理由により需要は高まってきているものと考えられます。今後は、ファミリー・サポート・センターの利用を促進することで多様なニーズに対応していくことが求められています。

その他主な成果としては、「4-1-(8) 学童保育室の充実」において、近年、保護者による茶話会やボランティア参加など保護者の参加が活発化してきており、同時に指導員が保護者の相談相手となるケースも増加するなど、「親を育てる」という観点から、運用面で期待以上の成果が得られました。

今後については、「4-1-(6) 病児・病後児保育の検討」において、越生町緊急サポート事業のサポート会員の育成と利用件数の増加を目指すことが課題となっています。

「4-2 仕事と子育てを両立するための普及啓発」については、育児・介護休業制度やワーク・ライフ・バランスなどの周知・啓発において、町として十分な取組ができていませんでした。今後とも国・県と連携して行っていく必要があります。

施策名	成果	方針
<b>4-1 多様な保育サービスの充実</b>		
(1)保育サービスにおける待機児童数ゼロの推進	B	B
(2)低年齢児保育の充実	B	B
(3)延長保育の充実	B	B
(4)一時保育の充実	C	B
(5)休日保育の検討	B	B
(6)病児・病後児保育の検討	B	A
(7)保育所や学童保育室における障がい児の受け入れ体制の充実	B	B
(8)学童保育室の充実	A	B
(9)預かり保育の推進	B	B
<b>4-2 仕事と子育てを両立するための普及啓発</b>		
(1)男女共同参画意識の高揚	B	B
(2)育児・介護休業制度の周知・啓発	C	B
(3)ワーク・ライフ・バランスに基づく子育て支援の推進	D	B

### (5) 子どもの個性を生かす教育の充実

本町は、地域住民による学校教育への支援や伝統文化の継承など、地域全体で教育を支える取組が行われているほか、学校教育における施設の充実や町単独事業による教育内容の充実を図るなど、知育・徳育・体育の均整のとれた「教育のまち」として高い成果を得ています。

具体的には、「5-1-(3) きめ細かな教育の充実」においては、町費雇用による学習支援員を各小学校・中学校に計8人配置したことにより、児童・生徒の学習意欲の向上にもつながっています。また、「5-1-(5) 道德教育の充実」においては、越生町「3つの◎」の達成度が小・中学生とも80%を超えています。「5-1-(6) 体力の向上」においても、新体力測定の結果が小・中学校ともに年々向上する傾向にあり、梅園小学校は平成23年度～平成25年度、越生中学校は平成24年度にそれぞれ埼玉県体力向上優良校として県教育委員会から表彰を受けています。

今後とも、現在の水準を維持するため、様々な改善・工夫に努める必要があります。

「5-2 子どもの豊かな遊びと体験の充実」については、従来から芸術体験活動や伝統文化継承、多様な体験活動に取り組んでいます。

近年の課題としては、子どもの数の減少により子ども会を維持することが困難となり、活動を休止する地区が発生していることや、青少年相談員の人数が減少するなど、子どもが地域でつながりを持ちながら、地域の子どもの成長し、次代の子育て支援の担い手としてつながる仕組みが弱体化していることが挙げられます。

このため、今後はジュニアリーダーの育成を重点的に進めることにより、長期的な視点から子どもから青少年・成人後を含めた継続的な居場所づくりを進めることが求められています。

施策名	成果	方針
<b>5-1 豊かな心と体を育む教育の充実</b>		
(1)教職員の資質向上	B	B
(2)食育に関する授業の充実	B	B
(3)きめ細かな教育の充実	A	B
(4)幼・保・小・中連絡協議会の充実	B	B
(5)道德教育の充実	A	B
(6)体力の向上	A	B
(7)カウンセリングの充実	B	B
(8)学校評議員制度の充実	B	B
<b>5-2 子どもの豊かな遊びと体験の充実</b>		
(1)芸術文化活動の充実	B	B
(2)多様な体験ができる機会の提供	B	B
(3)様々な交流機会の充実	B	A
(4)町有林を活用した里山環境づくりの推進	B	B

**(6) 子育て・子育てを支援する生活環境の整備**

「6-1 安心して遊び、生活できる環境の整備」については、公園や道路環境、施設・設備面において計画的な整備や維持・改修を行っています。平成 25 年度には、越生駅にエレベーターを設置するとともに、駅前及び駅内のトイレを多機能型トイレに改修し、バリアフリー化を図りました。

「6-2 子どもの安全を確保するための活動の推進及び環境の整備」については、防犯教育を独立した教室として開設していないため「C」の評価となっていますが、交通安全教室の中で実施している形態となっています。

「6-3 子どもを犯罪から守るための活動の推進及び環境の整備」については、「6-3-(3) 防犯灯の整備」においてLED防犯灯への交換を前倒しで実施したほか、地区の要望や子ども議会での意見を基にした新設も行いました。

「6-3-(4) 防犯パトロール活動の充実」については、防犯ボランティアによる「駅前防犯パトロール」が精力的に活動を継続し、近年では会員数も微増しています。その結果、帰宅する女性や子どもに対する犯罪の抑制、若者の非行防止に成果を得ています。また、スクールガードリーダーを各小学校に1名ずつ配置し、登下校の見守りを毎日行っているほか、地区防犯組織や社会福祉協議会の登録ボランティアなど、多様な取組が行われています。

施策名	成果	方針
<b>6-1 安心して遊び、生活できる環境の整備</b>		
(1)公園や施設の環境整備	B	B
(2)子育て家庭にやさしい環境づくり	B	B
(3)道路環境の整備	B	B
<b>6-2 子どもの安全を確保するための活動の推進及び環境の整備</b>		
(1)交通安全教育の推進	B	B
(2)防犯講習の充実	C	B
(3)「子ども110番の家」の周知	B	B
<b>6-3 子どもを犯罪から守るための活動の推進及び環境の整備</b>		
(1)有害環境対策における教職員研修の実施	B	B
(2)有害環境自粛のための各事業者への啓発	B	B
(3)防犯灯の整備	A	B
(4)防犯パトロール活動の充実	A	B

## 2 計画の重点課題

ニーズ調査における町民の意見や「越生町次世代育成支援行動計画後期計画」の評価、また本町の地域性等を踏まえ、計画の重点課題は次のとおりとします。

- (1) 地域全体で取り組む子育て支援
- (2) 多様な保育ニーズに対応
- (3) 母子保健事業の充実
- (4) こども医療費など経済的支援の充実

### (1) 地域全体で取り組む子育て支援

本町は、かつて地域全体で子育てを支援する意識が強く根付いていましたが、近年では、子どもの数の減少や地域コミュニティの希薄化などにより、地域の子育て機能の低下が指摘されています。

一方、こうした中であって、近年は一時途絶えたジュニアリーダーの復活や、商工会青年部、消防団等によるPTA活動への支援、さらには地域住民による登下校の見守りや駅前のパトロール活動など、地域全体で子育てを支援する取組が行われています。

今後とも、福祉部門のみならず、家庭教育、学校教育、社会教育、防犯など他分野の行政部門が連携しながら、地域全体で子育てを支援する地域づくりを推進していくことが求められています。

### (2) 多様な保育ニーズに対応

本町は、保育所の入所希望に対し、従来から待機児童を出すことなく受け入れており、平日昼間の保育サービスは充実しています。しかし、近年では低年齢児の保育需要が増加しており、0歳児保育とともに、0歳児の子どもの保護者が育児休業後から質の高いサービスを利用できるよう、近隣市町村も含めた広域的な視点から、利用者が安心して利用できる保育体制を確保していく必要があります。

また、保護者の病気療養や冠婚葬祭など様々な理由による一時保育事業や病児・病後児保育への需要が高まっていくことが予想されます。今後は、ファミリー・サポート・センターの利用を促進していくことで多様なニーズに対応していくことが求められています。

### **(3) 母子保健事業の充実**

母子保健事業については、小規模自治体としての強みを活かし、出産前から就学前まで同じ保健師による顔の見える支援を行っていることが本町の特色となっています。そのため、就学後も必要に応じて学校や保護者からの相談に対応しています。

今後は、発達の段階に合わせた必要な時期に健診を受けられるよう乳児健康診査の回数の増加を図る必要があります。

### **(4) こども医療費など経済的支援の充実**

我が国の経済環境は依然厳しい状況にあり、子育てに対する経済的負担感を軽減することが求められています。

本町では、こどもの医療費支給事業について、平成24年4月より対象者を18歳まで拡充したほか、平成25年7月より町内及び毛呂山町の指定医療機関における窓口払い無料化を図るなど、制度面で充実を図りました。

今後は、より利用しやすい制度となるよう、指定医療機関の拡充など、更なる充実が求められています。

## 第3章

# 基本的な視点及び理念等

---

## 1 基本的な視点

本計画の策定にあたっては、以下の3つの視点を基本として考えていきます。

(1)

### 子どもの育ちの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な水準のものとなるよう、子ども・子育て支援事業を進めていきます。

(2)

### 親としての育ちの視点

家庭は子育ての出発点です。保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるにより、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向きあえる環境を整え子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていきます。

(3)

### 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協同し、それぞれの役割を果たすことが重要です。地域社会全体で子ども・子育て支援を推進していきます。



## 2 基本理念

### すべての子どもが健やかに育つまち越生

子どもは生まれながらに無限の可能性をもち、未来を担う貴重な存在です。

そこで、すべての子どもたちが自らの可能性を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、子どもの個性を最大限に尊重し、その幸せに配慮することが必要です。

本計画では、こうした「子育て」への支援を重視し、各施策の取組を進めていくこととします。

また、保護者自身も親として成長していくことが大切であり、まち全体で「親育ち」への支援を図っていくことが重要です。そのために、親がきちんと子育てにおける責任を果たしていけるよう安心して子育てを楽しむことができ、子育ての喜びを実感できる環境の整備を推進するとともに、「教育のまち」としての充実を図ります。

そして、子どもが「越生町で育ってよかった」、親も「このまちで子育てをしてよかった」と実感し、地域全体で子育て家庭を支えあえる魅力あるまちを目指します。

これらの取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが健やかに育っていくことのできるまち越生の実現を目指します。

### 3 基本方針

計画の基本理念「すべての子どもが健やかに育つまち越生」を基に、理想とする子育て社会の実現に向けて、以下6つの基本方針に基づいて各施策を進めます。

#### 基本方針1 地域における子育て支援の充実

地域で子育てをしているすべての家庭に対して、子育ての喜びと誇りが実感できるよう、子育て支援センターを核として仲間づくりをすすめるとともに、学校、家庭、地域が連携し、地域全体で子育てを支援する体制を整備します。

#### 基本方針2 家庭における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任を有する「親」としての育ちを支援するため、家庭教育の充実や父親の育児参加の促進など、家庭における子育ての力を高める取組を推進します。また、こどもの医療費支給事業をはじめ、経済的支援の充実を図ります。

#### 基本方針3 親と子の健康と福祉の充実

子どもの生まれながらに持つ個性や能力を育み、健やかに成長していくことができるよう、個々の子育て家庭と身近な関係に基づくきめ細かな母子保健サービス、相談体制の充実を推進します。そして、児童虐待の防止に努めます。また、ひとり親家庭、障がいや発達に遅れのある子どもへの支援の充実を図ります。

#### 基本方針4 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立ができるよう、低年齢児保育や病児・病後児保育、一時預かりなど多様な保育サービスの充実を図ります。また、産後の休業や育児休業を取得しやすいなど、子育て家庭に対する事業主の理解を深めるとともに、男女共同参画意識の高揚を進めます。

#### 基本方針5 子どもの個性を生かす教育の充実

本町の高い教育力を今後とも継続し、「知育・徳育・体育」の均整のとれた教育と環境の整備を進め、「教育のまち」としての充実を図ります。また、子どもが「越生町で育ってよかった」という愛着を持ちながら成長できるよう、芸術文化活動や地域における交流活動など、子どもの豊かな体験と遊びの機会の提供を図ります。

#### 基本方針6 子育て・子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した快適でゆとりのある生活環境の整備を推進していくとともに、安全に安心して暮らすことができるように、関係機関や団体等の連携を図り、交通安全の確保並びに防犯体制の強化を目指します。また、大気汚染をはじめとする環境汚染に対し、緊急時の措置対応や、健康被害の状況等の把握などを行い、県及び関係機関と連携を図ります。

## 第4章

# 具体的な計画の内容

---

## 第1節 子ども・子育て支援事業の推進

### 1 教育・保育の見込量及び確保方策

#### (1) 1号及び2号認定

##### 【事業の概要】

1号認定は、子どもが満3歳以上で教育を希望する場合に該当し、幼稚園または認定こども園の利用対象者となります。

2号認定は、子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合に該当し、保育所または認定こども園の利用対象者となります。

ただし、2号認定であっても幼稚園を希望する場合は教育ニーズ（幼稚園利用者）として見込み量を算定しました。

##### 【町の状況及び確保の方策等】

現在、町内には、幼稚園が1か所、認可保育所が2か所あります。生活圏内でもある近隣市町村の広域利用を含めて、教育・保育の提供体制は、現行体制で足りうるものと考えられます。

今後とも引き続き待機児童を発生させないようにするとともに、保育・教育内容の質の向上に努め、子育てをしている方が安心して働くことができる環境づくりに努めます。

(実人数)

区 分			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見 込 量	1号認定	人	70	70	65	60	60
	2号認定	人	152	147	142	127	122
	教育ニーズ	人	42	42	37	32	32
	保育ニーズ	人	110	105	105	95	90
確 保 方 策	特定教育・保育施設	人	125	125	125	125	125
	1号認定	人	15	15	15	15	15
	2号認定	人	110	110	110	110	110
	確認を受けない幼稚園	人	97	97	97	97	97
	認可外保育施設	人	0	0	0	0	0

**(2) 3号認定****【事業の概要】**

3号認定は、子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合に該当し、保育所・認定こども園のほか地域型保育、認可外保育施設の利用対象者となります。

**【町の状況及び確保の方策等】**

低年齢児の保育需要は高い傾向にあり、0歳児については、年度末に向けて需要が増えていくことが特徴となっています。

今後とも、育児休業後に円滑に保育所等の利用ができるよう確保に努めます。

**① 0歳児**

(実人数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量	人	17	17	17	17	17
確保方策	人	17	17	17	17	17
特定教育・保育施設	人	17	17	17	17	17
地域型保育	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0

**② 1・2歳児**

(実人数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量	人	60	55	55	55	50
確保方策	人	60	60	60	60	60
特定教育・保育施設	人	60	60	60	60	60
地域型保育	人	0	0	0	0	0
認可外保育施設	人	0	0	0	0	0

## 2 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策

### (1) 時間外保育事業

#### 【事業の概要】

時間外保育事業は、午後6時以降の保育を行う事業の見込み量として、0～5歳のうち保育の必要のある乳幼児を対象に算定しました。

#### 【町の状況及び確保の方策等】

時間外保育事業は認可保育所2か所で午後7時まで実施しています。ニーズ調査(就学前調査)では、午後7時以降の希望としては、午後7時30分までが1.4%と少ない状況にあり、当面は現体制を維持しつつ、需要の動向を注視していきます。

(実人数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量	人数(人)	15	15	15	15	15
確保 方策	人数(人)	15	15	15	15	15
	施設数(か所)	2	2	2	2	2

### (2) 子育て短期支援事業

#### 【事業の概要】

子育て短期支援事業は、保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行う事業です。

見込み量は、0～5歳のすべての乳幼児を対象に算定しました。

#### 【町の状況及び確保の方策等】

ニーズ調査(就学前調査)では子育て短期支援事業のニーズは見られません。夜間のニーズが発生した場合にも、ファミリー・サポート・センターで対応が可能であり、今後、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図ることで対応していきます。

(年間延べ人数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
確保 方策	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0

**(3) 地域子育て支援拠点事業****【事業の概要】**

地域子育て支援拠点事業は、全ての子育て家庭を地域で支える取組として地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る事業です。

見込み量は、0～5歳のすべての乳幼児を対象に算定しました。

**【町の状況及び確保の方策等】**

本町では、山吹保育園敷地内に「越生町子育て支援センターすくすく」を設置しています。今後とも、現行事業を継続するとともに内容の充実に努めます。

(月当たり延べ回数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量	延べ回数(回)	230	220	210	205	200
確保 方策 (か所)	地域子育て支援 拠点事業(か所)	1	1	1	1	1
	その他(か所)	0	0	0	0	0

**(4) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）**

**【事業の概要】**

一時預かり事業は、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）のほか、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）があります。

このうち子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、家庭において、保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、児童養護施設等でお預かりする事業のうち泊まりを含まない事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

**①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）**

**【事業の概要】**

幼稚園における在園児が通常の時間を超えて利用する、いわゆる「預かり保育」のニーズです。

見込み量は、幼稚園在園児を対象に算定しました。

**【町の状況及び確保の方策等】**

町内幼稚園で1か所実施しており、今後とも現体制を継続して実施していきます。

町外の幼稚園を利用している幼児もあり、本町としても広域的に必要な幼児が受けられるよう対応していきます。

(年間延べ人数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み(人日)		2,075	2,065	1,965	1,785	1,695
1号認定		415	405	395	355	345
2号認定		1,660	1,660	1,570	1,430	1,350
確保 方策	延べ人数(人日)	2,075	2,065	1,965	1,785	1,695
	施設数(か所)	1	1	1	1	1



②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

【事業の概要】

0～5歳の乳幼児のうち前記①のニーズを除く、冠婚葬祭などの社会的な理由やリフレッシュなど私的理由により発生する一時預かりのニーズです。

見込み量は、0～5歳の乳幼児のうち幼稚園在園児を除く乳幼児を対象に算定しました。

【町の状況及び確保の方策等】

保育所での一時預かりについては、私立保育所では保護者のリフレッシュ目的も可能なサービスとして4か月児～未就学児を対象に実施しています。一方、公立保育所では保護者の社会的理由に対応したサービスとして3歳児～就学児を対象に実施しています。

今後は、公立保育所におけるリフレッシュ目的の受け入れ及び低年齢児の受け入れについて検討します。

ファミリー・サポート・センターについては、平成26年9月末現在、サポート会員が12人、利用会員が47人となっています。今後も、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるよう制度の普及に努めます。

(年間延べ人数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
見込量	延べ人数(人日)	335	325	310	295	285	
確保 方策	一時 預かり	延べ人数(人日)	305	295	280	265	255
		施設数(か所)	2	2	2	2	2
	ファミリー・サポート・ センター(人日)		30	30	30	30	30
	トワイライ トステイ	延べ人数(人日)	0	0	0	0	0
		施設数(か所)	0	0	0	0	0

**(5) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業]）**

**【事業の概要】**

病児・病後児保育については、現在、ファミリー・サポート・センター事業で実施しています。

見込み量は0～5歳の乳幼児のうち教育・保育を利用する幼児を対象に算定しました。

**【町の状況及び確保の方策等】**

ファミリー・サポート・センターによる病児・病後児緊急サポート事業の利用を促進するとともに、ニーズの動向を踏まえ、保育所等による病児・病後児保育事業について検討していきます。

(年間延べ人数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
見込量(人日)		30	30	30	30	30	
確保 方策	病後児 保育事業	延べ人数(人日)	0	0	0	10	10
		施設数(か所)	0	0	0	1	1
	ファミリー・サ ポート・セン ター事業	延べ人数(人日)	30	30	30	20	20
		施設数(か所)	1	1	1	1	1

**(6) 子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児童のみ）**

**【事業の概要】**

子育て活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち、就学児童による利用の見込量を算定したものです。

**【町の状況及び確保の方策等】**

ファミリー・サポート・センターについては、平成26年9月末現在、サポート会員12人、利用会員47人となっています。今後も、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるよう制度の普及に努めます。

(年間延べ人数)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量(人日)	175	210	200	185	180
確保方策(人日)	175	210	200	185	180

**(7) 利用者支援事業****【事業の概要】**

利用者支援事業は、子どもや保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

このうち基本型とは独立した事業として行われている形態のものを、特定型とは行政の一環として行われる形態のものをいいます。

**【町の状況及び確保の方策等】**

今後も、引き続き町の窓口、子育て支援センター、保育所を中心に情報提供や相談支援を実施するとともに、専門の相談員の配置を目指します。

(か所数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量(か所)		1	1	1	1	1
確保 方策	基本型(か所)	0	1	1	1	1
	特定型(か所)	0	0	0	0	0

**(8) 乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業****【事業の概要】**

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児のいる家庭を保健師が全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、情報提供を行うとともに、必要に応じて適切なサービスの提供に結びつける事業です。

養育支援訪問事業は、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師が訪問し、指導助言等を行う事業です。

**【町の状況及び確保の方策等】**

今後も引き続き、保健師による訪問相談支援を行い、要保護児童対策地域協議会と連携し、育児不安の解消、虐待防止に努めます。

(実人数)

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
乳児家庭全 戸訪問事業	見込量(人)	70	65	65	60	60
	確保方策 (人)	70	65	65	60	60
養育支援 訪問事業	見込量(人)	5	5	5	5	5
	確保方策 (人)	5	5	5	5	5

### (9) 妊婦健康診査

#### 【事業の概要】

妊婦健康診査については、妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健診を行う事業で、健診にかかる費用の一部（14回）を町が助成しています。

母子健康手帳と同時に妊婦健康診査受診票、助成券を発行し、受診票に掲載された検査項目又は費用の一部（助成券に掲載された金額分）を助成します。

#### 【町の状況及び確保の方策等】

今後も引き続き公費負担による健康診査を実施し、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるよう努めます。

(年間延べ回数)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量(人回)	850	790	790	730	730
確保方策(人回)	850	790	790	730	730

### (10) 放課後児童健全育成事業

#### 【事業の概要】

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

#### 【町の状況及び確保の方策等】

保育を希望する児童が入所できるように、今後も引き続き2か所で実施していきます。

(実人数)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見込量(人)	65	60	55	55	55
1～3年生	45	40	40	40	40
4～6年生	20	20	15	15	15
確保 方策					
登録児童数(人)	65	60	55	55	55
施設数(か所)	2	2	2	2	2

### 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

乳幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであります。そのため、子どもの発達に応じたより質の高い教育・保育の提供の確保を図ります。また、園庭開放等により、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実に努めます。

幼稚園・保育所の機能を併せ持つ認定こども園の利用希望は、ニーズ調査（就学前調査）結果では9.2%で、幼稚園（47.9%）、認可保育所（47.9%）に比べて少ない状況にあります。今後のニーズの動向を注視しながら、町内事業者と連携し、検討していきます。

また、合同園長会の開催等により、幼稚園・保育所の連携を強化するとともに、  
円滑に小学校に就学できるよう、幼稚園・保育所と小学校の連携を強化します。

### 4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の 円滑な利用の確保

本町では、育児休業後の保育ニーズに対し、柔軟な対応が可能となっています。ニーズ調査（就学前調査）の結果においても、育児休業を取得した人のうち、75.8%の人が希望どおり復帰できており、希望通りでないと回答した24.2%の人は、会社の人事異動や業務の節目に合わせることや経済的理由など、受け皿としての保育所以外の理由が多くなっています。

今後とも、乳幼児の保護者が産前・産後休業や育児休業後に希望に応じて円滑に保育サービスを利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

特に、0歳児の子どもの保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育児休業後からの保育サービスを希望する人が円滑に利用できる環境を整備します。

## 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策については、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営とともに、児童相談所をはじめ関係機関との連携により、発生の予防、早期発見、早期対応に努めます。

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、保育の優先利用等の施策を推進するほか、埼玉県が実施する事業と連携し、自立支援を推進します。

障がい児への支援については、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談や療育、教育・保育ができるよう、体制の強化を図るとともに、関係機関と連携し、支援の充実に努めます。

## 6 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

ニーズ調査（就学前調査）の結果によると、一日の生活時間において、家事（育児）時間を優先したいと希望する人の割合は74.6%であるのに対し、現実には56.5%にとどまっており、希望と現実の乖離が大きくなっています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成が不可欠です。そのため、国・県と連携し、社会全体の運動として展開されるよう努めます。

また、関係機関・団体等と連携し、関係法律や好事例の情報提供を進めます。

## 第2節 総合的な子育て支援施策の展開

### 1 地域における子育て支援の充実

#### (1) 地域子育て支援センターの充実

施策名	施策の内容
(1) 地域子育て支援センターの充実 (子育て支援課)	○地域子育て支援センターの事業内容の充実を図り、身近な地域における子育ての仲間づくりを進めます。
(2) 子育てに関する情報提供体制の充実 (子育て支援課)	○地域子育て支援センター事業や公民館活動、その他乳幼児の子育てに関する情報提供体制の充実を図ります。
(3) 幼稚園との連携強化 (子育て支援課)	○私立越生みどり幼稚園では、就園児の幼児教育のみならず、未就園児への子育て支援において重要な役割を果たしています。今後、関係機関と幼稚園との連携を強化することで、町全体としての子育て支援機能の強化を図ります。

#### (2) 地域全体で子育てを支援する体制の整備

施策名	施策の内容
(1) 学校教育と社会教育の連携強化 (生涯学習課)	○「梅の里おごせ子どもサポート事業」では、学校を通じて参加者を募集していることから、毎回、多くの子どもたちの参加を得ることができています。 ○今後は、事業の計画段階から学校の参加を進めるなど、学校教育と社会教育の連携を強化していきます。
(2) 学校・家庭・地域の連携強化 (学務課、生涯学習課)	○現在、保護者や地域住民による学校行事への協力や、登下校を一緒に歩いていただくなどの活動を行う学校応援団などの取組が行われています。 ○今後とも、家庭を含む地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するため、学校応援団の充実に努めます。
(3) 地域全体で子育てを支援する意識の普及 (子育て支援課、生涯学習課、社会福祉協議会)	○見守りボランティアの増員、地域支え合いサービス事業の普及、子どもの一時的預かりなど、地域住民による子育て支援活動を充実します。 ○幼稚園、保育所での高齢者との交流、イベントでの昔遊びの指導など、多世代交流を実施していきます。 ○子どもと地域の大人があいさつできる地域づくりを進めます。

## 2 家庭における子育て支援の充実

### (1) 家庭における子育ての力を高める支援の充実

施策名	施策の内容
(1) 家庭教育の充実 (生涯学習課)	○幼児期からの家庭教育の重要性や必要性の啓発を行うため、幼稚園・保育所を対象に「見守ってね教室」を開催します。 ○小学生・中学生のいる家庭を対象に「PTA家庭教育学級」や「子育て講演会」を開催するとともに、より多くの保護者が参加できるよう、周知方法等の改善に努めます。
(2) 父親の育児参加の促進 (学務課、生涯学習課)	○父親参加の子育てを促進するため、父親の育児サークルを育成・支援するとともに、父親の学校行事への参加を促進するための取組を実施します。 ○家庭における父親の役割について考える機会を提供するため、社会教育事業において父親の子育て参加を促進するための魅力的な講座を実施します。
(3) 「親」としての意識啓発の充実 (子育て支援課、健康福祉課、学務課、生涯学習課)	○子育ての第一義的な責任を有する「親」としての意識を高めるため、町ホームページや広報紙等により啓発活動を行います。 ○保育所・幼稚園、学童保育室をはじめ、母子保健事業、生涯学習事業等、様々な事業において、親育ちの視点を取り入れていきます。

### (2) 経済的支援の充実

施策名	施策の内容
(1) こどもの医療費支給事業の充実 (子育て支援課)	○平成25年4月より18歳まで拡大したほか、平成25年7月より町内及び毛呂山町の指定医療機関における窓口払い無料化を図りました。今後、指定医療機関の範囲の拡大について検討していきます。
(2) 保育料等に関する負担軽減の充実 (子育て支援課・学務課)	○子育て家庭の経済的負担をより軽減するため、第3子以降の児童に対しては、同時に入所しているか否かに関わらず、保育所・幼稚園における保育料等の無料化を継続していきます。
(3) 児童手当の普及・啓発 (子育て支援課)	○児童手当の対象となる世帯が確実に利用できるよう制度の普及・啓発に努めます。
(4) 出生祝金の支給の充実 (子育て支援課)	○出生祝金支給事業は、出生を祝福するとともに、その健やかな成長を祈念し、第1子は10,000円、第2子は30,000円、第3子以降は100,000円に増額します。
(5) チャイルドシートの購入費一部助成事業の普及・啓発 (子育て支援課)	○チャイルドシート購入費の一部助成事業は、10,000円を限度として、チャイルドシート購入費の一部助成を実施しています。事業の普及・啓発に努めます。
(6) 予防接種費用の一部助成事業の普及・啓発 (健康福祉課)	○平成25年度から、インフルエンザ予防接種、平成26年度からは、おたふくかぜ、ロタウイルス、B型肝炎ウイルスの予防接種費用の一部助成を実施しています。事業の普及・啓発に努めます。



<p>(7) ベビーベッド貸出事業 (子育て支援課)</p>	<p>○平成 27 年度から、ベビーベッド貸出事業を実施します。乳児の保護者に対し、6か月以内（満1歳に達する日まで延長可）、無料でベビーベッドを貸し出し、乳児の健やかな成長と、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>
<p>(8) ウェルカム赤ちゃん事業 (健康福祉課)</p>	<p>○平成 27 年度から、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療の費用の一部を助成します。夫婦1組につき1年度当たり1回、10万円を限度とし、通算で5年度助成します。制度の普及・啓発に努めます。</p>

### 3 親と子の健康と福祉の充実

#### (1) 一人ひとりに対応した母子保健の推進

施策名	施策の内容
(1) 妊娠から育児までの一貫した母子保健の推進 (健康福祉課)	○保健・医療・福祉・教育と連携を図りながら、妊娠、出産、育児と一貫した母子保健体制を確立しており、今後とも、この体制の充実を目指します。
(2) 保健・医療・福祉・教育との連携による母子保健の推進 (健康福祉課)	○保育所・幼稚園との情報交換するための「母子保健関係者連絡会」をはじめ、地域子育て支援センターとの連携を強化します。 ○学校保健との連携についても、養護教諭と情報交換を随時行います。
(3) すべての子育て家庭と身近な関係となる母子保健の推進 (健康福祉課)	○平成19年度からすべての新生児を対象に訪問相談・指導を実施しています。今後とも、一人ひとりの状態に応じた継続的な支援を行っていきます。

#### (2) 母子保健事業の充実

施策名	施策の内容
(1) 乳幼児健康診査・妊婦健康診査の充実 (健康福祉課)	○乳幼児健康診査では、子どもの健やかな成長のために、疾病の早期発見や発育・発達の確認、育児などの相談支援を実施しています。また、妊婦健康診査については受診券1回に加え、13回の助成券の交付を行っています。 ○乳児健康診査の回数増加を図るとともに、管理栄養士・保健師の確保・研修の強化などマンパワーの量的・質的な充実に努めます。
(2) 乳幼児健康相談の充実 (健康福祉課)	○「妊婦健康相談」、「新生児電話相談」、「育児相談」などにおける相談・支援を実施しています。 ○今後も引き続き、保健センター内のみでなく子育て支援センター内での育児相談も継続し、連携を図ります。
(3) 乳幼児健康教育の充実 (健康福祉課)	○「ママパパ教室」や「離乳食実習」、「にこにこ幼児食教室」などにおいて、食育の推進をはじめとした教育の充実を図ります。
(4) 乳幼児等への訪問指導の充実 (健康福祉課)	○「妊産婦訪問指導」や「新生児・乳幼児訪問指導」を実施し、保健・医療・福祉との連携を図りながら、きめ細かな訪問指導を行います。
(5) 歯科保健事業の充実 (健康福祉課)	○乳幼児期のむし歯は身体・精神面へ悪影響を及ぼすおそれがあるため、今後も歯科保健指導、2歳児歯科教室等の充実を図ります。
(6) 小児医療の充実 (健康福祉課)	○病院群輪番制方式による救急医療体制を継続的に確保するとともに、近隣市町村及び関係機関との連携の下、小児医療の充実に努めます。

施策名	施策の内容
(7) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策相談体制の充実 (健康福祉課、学務課)	<p>○思春期保健は、学校保健活動の中で行われているため、今後、学校を中心に生命の尊さや性に関する教育、飲酒・喫煙・薬物に関する正しい知識の指導の充実を目指します。</p> <p>○また、相談に関する専門的知識の向上を図るため、保健師等の資質向上に努めます。</p>

### 数値目標

主な事業名	現況（平成25年度）	目標（平成31年度）
乳幼児健康診査	各健康診査の回数：3回	乳児健康診査の回数：4回 1歳6か月児・3歳児健康診査の回数：3回
妊婦健康診査	妊婦健康診査受診票 ・HIV抗体検査 ・子宮頸がん検診 ・基本的な妊婦健康診査、血液検査、B型肝炎・C型肝炎検査 ・HTLV-1抗体検査 ・性器クラミジア検査 助成券13回	妊婦健康診査受診票 ・HIV抗体検査 ・子宮頸がん検診 ・基本的な妊婦健康診査、血液検査、風疹抗体、B型肝炎・C型肝炎検査 ・HTLV-1抗体検査 ・性器クラミジア検査 助成券13回
妊婦健康相談	相談人数：70人	随時
新生児電話相談	相談人数：63人	随時
育児相談	相談回数：年33回	相談回数：年33回
こどもの発育相談	相談回数：年3回	相談回数：年3回
ママパパ教室	実施回数：4コース	実施回数：年4コース
離乳食実習	実施回数：3回	実施回数：年4回
歯科保健指導（歯科ブラッシング指導）	一人あたりのむし歯本数 ・1歳6か月：0.12本 ・3歳児：1.37本	一人あたりのむし歯本数 ・1歳6か月：0.10本 ・3歳児：1.30本
2歳児歯科教室	実施回数：年2回	実施回数：年2回
思春期健康相談	随時	随時

### (3) 児童虐待防止対策の充実

施策名	施策の内容
(1) 母子保健事業における児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応 (健康福祉課)	○親の育児不安の解消等を図るため、各種母子保健事業を通じて、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点から、妊娠期からの継続した支援の充実に努めます。
(2) 「要保護児童対策地域協議会」の充実 (子育て支援課)	○「要保護児童対策地域協議会」を設置し、情報の集約と協議会の円滑な運営に努めています。 ○また、児童相談所の専門性や権限を要する場合に、児童相談所に適切に援助を求めるほか、相互に協力して連携の強化を図ります。
(2) 学校・保育所との連携による児童虐待早期発見・早期対応の強化 (子育て支援課、学務課)	○児童虐待が疑われるケースは学校や保育所で発見されることが多いため、速やかに連絡・通報が受けられるよう連携の充実に努めます。

### (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策名	施策の内容
(1) ひとり親家庭等への支援の充実 (子育て支援課)	○医療費の自己負担分の助成や児童扶養手当の支給、保育所への優先入所、町営住宅への優先入居等を行っていきます。 ○また、医療費の助成は経済的負担の一部を軽減するものであるため、今後、経済的負担をさらに軽減するための制度の充実を国・県に要望していきます。 ○ひとり親家庭等への支援制度は、母子家庭を対象とするものが多いため、父子家庭への支援を行う制度の充実について国・県に要望していきます。
(2) ひとり親家庭等に対する相談・情報提供の充実 (子育て支援課)	○ひとり親家庭等の様々なニーズに対応するため、関連各課と連携し、相談・援助事業の充実に努めます。 ○また、就業支援については、県に配置された就業支援専門員との連携に努めます。

**(5) 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援**

施策名	施策の内容
(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実 (健康福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療育を推進していくため、各種健康診査やこどもの発育相談等の充実を図ります。</li> <li>○また、子どもの健全な発達を支援するため、未熟児医療や自立支援医療（育成医療）の給付のほか、保健・医療・福祉・教育関係機関の連携を強化します。</li> </ul>
(2) 障がい児に対する相談・支援体制の充実 (健康福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいや発達に遅れのある児童一人ひとりの具体的な状況を把握し、きめ細かな相談・支援を推進します。</li> </ul>
(3) 障がい児に対する福祉サービス・生活支援の充実 (健康福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいや発達に遅れのある児童一人ひとりに応じた援護を行うため、「越生町障がい者計画・越生町障がい福祉計画」に基づき、各種事業を実施します。</li> <li>○親子グループ教室については、対象となる乳幼児が少ないことから、個別対応など効果的な事業方法について検討します。</li> </ul>

## 4 仕事と子育ての両立支援

### (1) 多様な保育サービスの充実

施策名	施策の内容
(1) 保育サービスにおける待機児童数ゼロの推進 (子育て支援課)	○保育所入所については、待機児童なしの状況が継続しています。今後とも引続き待機児童を発生させないようにするとともに、保育内容の質の向上に努め、子育てをしている方が安心して働くことができる環境づくりに努めます。
(2) 低年齢児保育の充実 (子育て支援課)	○現在、低年齢児保育を町立越生保育園では生後6か月から、私立山吹保育園では生後4か月から実施しています。今後とも、育児休業後に円滑に利用できるよう確保に努めます。
(3) 時間外保育の充実 (子育て支援課)	○時間外保育事業は認可保育所2園で午後7時まで実施しています。ニーズ調査(就学前調査)では、午後7時以降の希望としては、午後7時30分までが、1.4%と少ない状況にあり、当面は現体制を維持しつつ、需要の動向を注視していきます。
(4) 一時預かりの充実 (子育て支援課)	○保育所での一時預かりについては、私立保育所では保護者のリフレッシュ目的も可能なサービスとして4か月児～未就学児を対象に実施しています。一方、公立保育所では保護者の社会的理由に対応したサービスとして3歳児～未就学児を対象に実施しています。今後は、公立保育所におけるリフレッシュ目的の受け入れ及び低年齢児の受け入れについて検討します。
(5) 休日保育の検討 (子育て支援課)	○現在、公立保育所では土曜日の午後1時までの保育を実施し、私立保育所では土曜日の午後5時までの保育を実施しています。今後、ニーズの動向を注視しながら、公立保育所における土曜日の保育時間の延長や、日曜日等休日保育の実施について検討します。
(6) 病児・病後児保育の検討 (子育て支援課)	○ファミリー・サポート・センターによる病児・病後児緊急サポート事業の利用を促進するとともに、ニーズの動向を踏まえ、保育所等による病児・病後児保育事業について検討していきます。
(7) 保育所や学童保育室における障がい児の受け入れ体制の充実 (子育て支援課)	○障がいのある子どもに対し、保育所や学童保育室の受け入れ体制を整備するとともに、保育士や職員の資質向上を目指します。
(8) 学童保育室の充実 (子育て支援課)	○学童保育室において保護者会を開催し、保護者の意見も反映しながら子どもの健全育成を推進していくとともに、保護者の悩みや不安の解消を図ります。 ○また、保育指導の質的向上を図るため、学童保育室の職員に対する研修を行います。
(9) 預かり保育の推進 (子育て支援課、学務課)	○幼稚園の通常の教育時間終了後も引き続き、家庭的な雰囲気の中で園児を預かることができる「預かり保育」の実施を促進します。

**(2) 仕事と子育てを両立するための普及啓発**

施策名	施策の内容
(1) 男女共同参画意識の高揚 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○越生町女(ひと)と男(ひと)の情報紙「ハンド&amp;ハンド」の発行により、父親の育児参加など男女共同参画に関する情報を幅広く提供することで町民の意識啓発を進めます。</li> <li>○男女共同参画に関する講演会やセミナーを通じて、仕事と子育ての両立を普及、啓発します。</li> <li>○「越生町男女共同参画プラン」の推進を図るため、男女共同参画に関する情報収集をしていきます。</li> </ul>
(2) 育児・介護休業制度の周知・啓発 (子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように育児・介護休業制度の周知・啓発を促進します。</li> </ul>
(3) ワーク・ライフ・バランスに基づく子育て支援の推進 (子育て支援課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○働きながら子育てをしていくために、事業主に対し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や子育てに対する理解と協力を啓発します。</li> </ul>

## 5 子どもの個性を生かす教育の充実

### (1) 豊かな心と体を育む教育の充実

施策名	施策の内容
(1) 教職員の指導力向上 (学務課)	○教員の指導技術等の向上を目指した研修を定期的実施し、指導力の向上に努めます。 ○特に、今後、若手教員の大量採用を迎えることから、各校内で実施される研修と連携しながら、さらなる研修の充実に努めます。
(2) 食育に関する授業の充実 (学務課)	○給食委員会の活動、家庭科や保健体育の授業を通じて、正しい食習慣の形成などについて啓発活動を行っていきます。 ○また、養護教諭や栄養教諭による正しい食習慣の形成等についての指導、啓発に努めます。
(3) きめ細かな教育の充実 (学務課)	○個に応じた指導により子どもたちが確かな学力を身につけられるよう、各小・中学校に学習支援員等の非常勤補助教員を配置し、きめ細かな指導体制を整備するとともに、指導方法及び指導形態の工夫・改善に努めます。
(4) 幼・保・小・中連絡協議会の充実 (学務課)	○幼稚園、保育所、小学校、中学校の連携を図るための連絡会議を開催し、情報の共有化による一貫した支援体制の充実に努めます。
(5) 道徳教育の充実 (学務課)	○町が独自に作成した「3つの㊦*」を普及するとともに、学校の授業や家庭、地域の教育活動全体を通して道徳教育の充実に努めます。
(6) 体力を向上できる環境の充実 (学務課)	○体力向上推進委員会を組織し、授業研究を通して児童・生徒一人ひとりの体力向上を図ります。
(7) 児童・生徒へのカウンセリングの充実 (学務課)	○不登校児童生徒適応指導教室を各学校に設置し、不登校児童・生徒の自立と学校生活への適応を図り、学校へ復帰させるように指導、支援していきます。 ○さわやか相談員については越生中学校に配置しており、生徒への個別面談を行うとともに、小学校から中学校へと円滑に進めるように、小学校との連携を強化します。 ○また、すべての教員が児童・生徒に対して適切な対応がとれるよう、小・中学教員へのカウンセラーの資格（初級・中級・上級）取得を進めます。
(8) 学校評議員制度の充実 (学務課)	○保護者や地域住民から学校経営に対する意見や学校評価に対し、助言をいただく「学校評議員制度」を平成18年度に各小・中学校に導入しました。 ○今後とも、地域や社会に開かれた学校づくりを進めるため、学校評議員制度の充実に努めます。
(9) 町有林を活用した体験学習の提供 (産業観光課・学務課)	○森林とふれあう機会の少なくなった子どもたちに里山を身近な学びの場として提供するため、町有林の管理を行い、学習環境づくりに寄与します。

\* 「3つの㊦」とは、「あいさつ」、「あしもと（の整頓）」、「あとしまつ」のことをいいます。



**(2) 子どもの豊かな遊びと体験の充実**

施策名	施策の内容
(1) 芸術文化活動の充実 (生涯学習課)	○青少年の豊かな心を育むため、芸術文化とふれあう機会の充実に努め、文化活動の促進と地域に根ざした文化継承が図れるように支援します。
(2) 多様な体験ができる 機会の提供 (生涯学習課)	○子どもの創造性や好奇心を養うため、様々な体験講座の内容等を検討し、参加者の増加を図ります。
(3) 様々な交流機会の充 実 (生涯学習課)	○子ども会やスポーツ少年団、ジュニアリーダーの活動を通して、地域的な交流機会の充実に図り、子どもたちの自主性や協調性、心豊かな青少年の健全育成を目指します。 ○また、体育館を学校教育の管理運営に支障がない範囲で開放し、体育の普及や健康の保持増進、その他の社会体育活動の向上を図ります。
(4) スポーツ環境の整備 (生涯学習課)	○地域において、子どもがスポーツや外遊びを通じて体を動かすことができる機会を提供し、生涯を通じてスポーツに親しむことができる環境の整備を推進します。

## 6 子育て・子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 安心して遊び、生活できる環境の整備

施策名	施策の内容
(1) 公園の環境整備 (まちづくり整備課)	○公園の整備を計画的に実施し、子どもたちが安心してのびのびと遊べるように遊具等の点検や管理を行います。
(2) 子育て家庭にやさしい環境づくり (まちづくり整備課)	○公共施設については建設・改修にあわせ、親子に配慮したトイレ等の改修など、子どもと子育てに配慮した快適でゆとりある環境の整備を行うとともに、ユニバーサルデザイン <sup>※</sup> を取り入れるよう配慮していきます。 ○また、町民や民間施設などへのバリアフリーに関する意識啓発に努めます。
(3) 道路環境の整備 (まちづくり整備課)	○保護者が子どもと一緒に安心して外出できる安全な道路環境の創出を目指し、危険箇所の改修及び防護柵等の設置を推進します。
(4) 環境汚染対策の推進 (まちづくり整備課、学務課、子育て支援課)	○PM2.5 や光化学スモッグ警報が発令された場合は、各機関に速やかに連絡し、防災行政無線で周知します。 ○給食の食材の放射性物質検査を実施していきます。

### (2) 子どもの安全を確保するための活動の推進及び環境の整備

施策名	施策の内容
(1) 交通安全・防犯教育の推進 (総務課)	○子どもを交通事故から守るため、警察、幼稚園、保育所、学校、関係団体等との連携・協力を強化し、交通安全教室の充実を図ります。 ○正しい自転車の乗り方についての体験学習や交通安全指導などを行い、交通安全の啓発を促します。 ○子どもを犯罪から守るため、防犯知識の普及と啓発を実施していきます。
(2) 「子ども110番の家」の周知 (生涯学習課)	○登下校時などに子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込むための「子ども110番の家」の理解と周知を図り、子どもの安全確保に努めます。

<sup>※</sup> 「ユニバーサルデザイン」とは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

**(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進及び環境の整備**

施策名	施策の内容
(1) 有害環境対策における教職員研修の実施 (学務課)	○学校において適切な情報教育を行うため、コンピューター活用委員の職員を中心に情報モラルに関する職員研修を実施します。
(2) 有害環境自粛のための各事業者への啓発 (生涯学習課)	○青少年の健全育成のため、青少年に悪影響を及ぼすおそれのある本やビデオ等を扱う販売店に対し、陳列方法の改善や有害情報を自粛するように働きかけます。
(3) 防犯灯等の整備 (まちづくり整備課)	○夜間における犯罪の防止と通行の安全を守るため、地域の状況を踏まえた防犯灯等の整備を推進します。
(4) 防犯パトロール活動の充実 (総務課、社会福祉協議会)	○子どもを犯罪から守るため、各地区の自主防犯組織を育成していくとともに、駅前防犯パトロール隊の活動を支援していきます。 ○町職員による下校時の防犯パトロールを実施していきます。 ○見守りボランティアによる登下校時の見守りを地域各所で実施していきます。



## 第5章

# 計画の推進に向けて

---

## 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、「すべての子どもが健やかに育つまち越生」を目指し、子ども・子育て支援の関係機関及び庁内関係各課と連携して横断的に施策に取り組むとともに、住民の意見や参画を積極的に得ることにより、計画の着実な実施や推進を図ります。

## 2 点検・評価

本計画の進捗状況を点検・評価することが重要となります。このため、各年度において、越生町子ども・子育て会議にて、計画（Plan）の目的を達成するために、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

## 資料編

---

# 1 策定体制

---

## 越生町子ども・子育て会議設置要綱

越生町次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱（平成18年要綱第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 子ども・子育て支援に関する施策について、総合的かつ計画的に推進するため、越生町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- （1） 越生町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- （2） 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- （3） 越生町次世代育成支援行動計画の評価に関すること。
- （4） その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

（組織）

第3条 会議は、15人程度をもって組織する。

2 委員は、関係協力団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員等で組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会議の会務を総理する。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長1人を指名する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。



4 委員長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録しておかなければならない。

(実務者連絡会の設置)

第7条 実務者連絡会として、子ども・子育て実務者連絡会(以下「実務者連絡会」という。)を設置する。

2 実務者連絡会は、第2条に定める事項について、協議及び検討するものとする。

3 実務者連絡会は、関係協力団体の代表者をもって充てる。

(庶務)

第8条 会議及び実務者連絡会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 越生町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成26年1月16日～平成27年3月31日

番号	区分	所属	役職等	氏名
1	関係協力団体の代表者	越生町文教福祉常任委員会	委員長	水澤 努
2	関係協力団体の代表者	越生町社会福祉協議会	事務局長	佐藤美由紀
3	関係協力団体の代表者	越生みどり幼稚園	園長	藤野栄子
4	関係協力団体の代表者	山吹保育園	園長	亀谷容子
5	関係協力団体の代表者	越生保育園	園長	石井邦子
6	関係協力団体の代表者	越生みどり幼稚園保護者会	会長	藤波哲也 ※1 新井宏和 ※1
7	関係協力団体の代表者	山吹保育園保護者会	会長	房野秀樹 ※2 武藤 恵 ※2
8	関係協力団体の代表者	越生保育園保護者会	会長	佐藤ルミ子 ※3 鈴木明絵 ※3
9	関係協力団体の代表者	越生町小中学校連合PTA	会長	島田英武 ※4 市川政雄 ※4
10	関係協力団体の代表者	越生町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	川崎清美
11	関係協力団体の代表者	越生町商工会	女性部長	仲 幸子
12	学識経験者	越生町教育委員会	委員長	浅見 登
13	学識経験者	越生町社会教育委員会	委員長	比留間英雄
14	関係行政機関の職員	学務課	専門監	豊澤一美
15	関係行政機関の職員	生涯学習課	課長補佐	石川久明
16	関係行政機関の職員	健康福祉課	主席主査	町田京子

※1 藤波哲也委員は平成26年8月6日まで、新井宏和委員は平成26年8月7日より

※2 房野秀樹委員は平成26年8月6日まで、武藤 恵委員は平成26年8月7日より

※3 佐藤ルミ子委員は平成26年8月6日まで、鈴木明絵委員は平成26年8月7日より

※4 島田英武委員は平成26年8月6日まで、市川政雄委員は平成26年8月7日より

## 越生町子ども・子育て庁内推進会議設置要綱

越生町次世代育成支援行動計画策定庁内推進会議設置要綱（平成16年要綱第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 子ども・子育て支援に関する施策について、総合的かつ計画的に推進するため、越生町子ども・子育て庁内推進会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- （1） 越生町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- （2） その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

（組織）

第3条 庁内会議は、別表1に掲げる委員をもって組織し、町長が任命する。

- 2 庁内会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は庁内会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（部会）

第5条 所掌事務に係る必要な事項を検討するため、庁内会議に部会を置くことができる。

- 2 部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充て、町長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、部会を総理する。

（会議）

第6条 庁内会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第7条 庁内会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

- 2 部会の庶務は健康福祉課において処理し、会議の報告を委員長に行う。

（その他）

## 資料編

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 別表1（第3条関係）

<職名>

総務課長
企画財政課長
町民課長
健康福祉課長
産業観光課長
まちづくり整備課長
学務課長
生涯学習課長

#### 別表2（第5条関係）

<職名>

健康福祉課、学務課、生涯学習課から必要と認めた職員
---------------------------

## 2 策定経過

### (1) 子ども・子育て会議の開催経過

開催年月日	会議の内容等
平成26年 1月16日(木)	<b>第1回越生町子ども・子育て会議</b> (1) 子ども・子育て支援法について (2) 子ども・子育て支援事業計画及びニーズ調査について (3) 子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて (4) 越生町における子育て支援の現状について
平成26年 3月24日(月)	<b>第2回越生町子ども・子育て会議</b> (1) 子育て支援に関するアンケート調査結果について (2) 平成25年度次世代育成支援行動計画進捗状況の評価について
平成26年 8月7日(木)	<b>第3回越生町子ども・子育て会議</b> (1) 越生町次世代育成支援行動計画(後期計画)にかかる評価結果について (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて (3) 新制度において町が条例で定める基準について
平成26年 10月3日(金)	<b>第4回越生町子ども・子育て会議</b> (1) 越生町子ども・子育て支援事業計画の骨子について (2) 今後のスケジュールについて
平成26年 10月31日(金)	<b>第5回越生町子ども・子育て会議</b> (1) 越生町子ども・子育て支援事業計画の素案について (2) 今後のスケジュールについて (3) 子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設の利用者負担(保育料)について(案)
平成27年 2月6日(金)	<b>第6回越生町子ども・子育て会議</b> (1) 越生町子ども・子育て支援事業計画の素案について (2) 越生町保育所設置及び管理条例の改正について (3) 教育・保育施設の利用者負担(保育料)(案)について
平成27年 2月20日(金)	<b>第7回越生町子ども・子育て会議</b> (1) 教育・保育施設の利用者負担(保育料)(案)について (2) パブリックコメントの報告

## (2) 越生町子ども・子育て会議実務者連絡会

開催年月日	会議の内容等
平成25年 12月4日(水)	<b>第1回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会</b> (1) 子ども・子育て支援制度について ・市町村子ども・子育て支援事業計画について ・施設型給付の概要について ・保育の必要性の認定について (2) 各園の状況について
平成26年 5月14日(水)	<b>第2回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会</b> (1) 子ども・子育て支援制度について ・公定価格の骨格案について ・私立幼稚園新制度への円滑移行について (2) 各園の状況について
平成26年 7月28日(月)	<b>第3回越生町子ども・子育て会議実務者連絡会</b> (1) 子ども・子育て支援制度について ・現行計画の評価について ・見込み量について ・新制度において町が条例で定める基準(案)について (2) 各園の状況について

## (3) 越生町子ども・子育て庁内推進会議

開催年月日	会議の内容等
平成26年 12月16日(火)	<b>第1回越生町子ども・子育て庁内推進会議</b> (1) 子ども・子育て支援事業計画の素案について

## (4) 越生町子ども・子育て庁内推進会議部会

開催年月日	会議の内容等
平成25年 11月7日(月)	第1回越生町子ども・子育て庁内推進会議部会 (1) 子ども・子育て支援事業計画の概要について (2) 調査票について
平成25年 11月18日(月)	第2回越生町子ども・子育て庁内推進会議部会 (1) 調査票について
平成26年 1月8日(木)	第3回越生町子ども・子育て庁内推進会議部会 (1) 調査票について
平成26年 7月17日(木)	第4回越生町子ども・子育て庁内推進会議部会 (1) 越生町次世代育成支援行動計画にかかる評価結果のまとめについて (2) 子育て支援事業の見込み量について
平成26年 9月24日(水)	第5回越生町子ども・子育て庁内推進会議部会 (1) 計画案の骨子について (2) 提供体制の確保策について

## (5) その他

開催年月日	会議の内容等
平成26年 7月7日(月) ～8日(火)	越生町次世代育成支援行動計画(後期計画)にかかる評価結果についてのヒアリング ・総務課 ・産業観光課 ・まちづくり整備課 ・生涯学習課 ・学務課 ・健康福祉課 ・町民課
平成27年 1月19日(月) ～30日(金)	パブリックコメントの実施 ・平成27年1月19日～30日 健康福祉課、保健センター、ホームページにて閲覧、意見募集





---

## 越生町子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)

平成27年3月発行

発行 越生町

編集 越生町健康福祉課

〒350-0494 埼玉県入間郡越生町大字越生 900-2

電話 049-292-3121 (代表)

FAX 049-292-6405

---



越生町のマスコット「うめりん」